

越谷市の 障がい者 福祉ガイド

【令和7年4月1日現在】
(2025年)

■ ご利用上の注意

記載内容は概要を示すものです。詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

	問合せ内容	電話番号
18歳以上	障害福祉サービス事業所の指定、自立支援医療機関の指定、重度心身障害者医療費、各障害者手当、福祉タクシー利用券・自動車燃料券	障害福祉課 967-5137
	障害者手帳の取得、自立支援医療の申請、障害福祉サービス等の利用、障がい者個人の支援	障害福祉課 963-9164
18歳未満	障害福祉サービス事業所の指定	子ども施策推進課 963-9165
	障がい福祉に関すること	子ども福祉課 963-9172
民生委員・児童委員、福祉保健オンブズパーソン制度、救急医療情報キットの配布		福祉総務課 963-9320
難病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病、在宅難病患者一時入院事業		感染症保健対策課 973-7531
保健師等による健康診断や、訪問相談、予防接種の相談		健康づくり推進課 960-1100
市県民税の障害者控除		市民税課 963-9144
軽自動車税の減免		963-9145
国民健康保険に関すること		国保年金課 963-9154
後期高齢者医療制度に関すること		963-9170
年金に関すること		963-9155

1 相談窓口…………… P3

2 障害者手帳…………… P9

3 障害福祉サービス…………… P13

4 児童福祉法のサービス…… P18

5 医療費等…………… P19

6 手当・年金・貸付…………… P23

7 日常生活の支援…………… P27

8 外出の支援…………… P42

9 社会参加の促進…………… P50

10 税の控除・減免…………… P54

11 公共料金の割引…………… P60

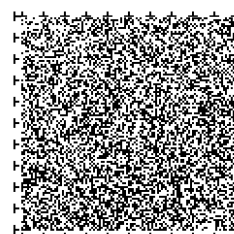
12 就労…………… P65

13 教育…………… P68

14 住宅…………… P71

資料編…………… 巻末

右のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。専用
アプリなどで読み取ると
内容を音声で聞くことが
できます。



目次

◆主な制度・サービスの一覧表..... 1

第1章 相談窓口

市役所	3
生活に関する相談窓口（基幹相談支援センター）	3
越谷市障害者虐待防止センター	4
埼玉県虐待通報ダイヤル	4
障害者差別の相談窓口	4
埼玉県総合リハビリテーションセンター	5
埼玉県難病相談支援センター	5
埼玉県高次脳機能障害者支援センター	5
埼玉県立精神保健福祉センター	5
埼玉県発達障害総合支援センター	6
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	6
埼玉県越谷児童相談所	6
越谷市児童発達支援センター	6
中川の郷療育センター	6
越谷市保健所（感染症保健対策課）	6
越谷市保健センター（健康づくり推進課）	6
越谷市社会福祉協議会	6
成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）	7
医療的ケアが必要な方の相談先	7
埼玉県医療的ケア児等支援センター	7
埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター	7
NPO 法人 視覚障がい者支援協会・ひかりの森	7
障害者相談員	8
民生委員・児童委員	8
身体障害者補助犬に関する苦情の相談窓口	8
福祉保健オンブズパーソン制度	8

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳の交付	9
療育手帳の交付	10
精神障害者保健福祉手帳の交付	11
手帳所持証明書の発行	12
発達障害者支援のための「サポート手帳」の配布	12
ミライロID	12

第3章 障害福祉サービス

障害者総合支援法の概要	13
障害福祉サービス等の内容	14
障害福祉サービス等の利用のための手続き	15
障害支援区分	16
障害支援区分と利用できるサービス	16
障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ	17
高額障害福祉サービス等給付費	17

第4章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	18
障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の内容	18

第5章 医療費等

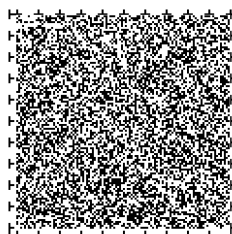
自立支援医療費の給付	19
更生医療の給付	19
精神通院医療の給付	19
育成医療の給付	19
難病患者等に係る医療費助成制度	20
指定難病に係る医療給付制度	20
小児慢性特定疾病医療費給付制度	20
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	20
肝炎治療医療費助成	20
特定疾病	20
後期高齢者医療制度における障害認定	20
重度心身障害者医療費の支給	21
障がい者の歯科診療	22
在宅訪問歯科保健事業	22

第6章 手当・年金・貸付

手当	23
年金	24
障害基礎年金（国民年金加入者）	24
特別障害給付金	24
障害厚生年金（厚生年金加入者）	25
埼玉県心身障害者扶養共済制度	26
貸付	26

第7章 日常生活の支援

補装具の交付・借受け・修理	27
軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用助成	28
高齢者補聴器購入費助成事業	28
車いすの無料貸出し	28
紙おむつ等の配付	28
日常生活用具の給付	29
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	35
訪問入浴サービス	35
訪問理美容サービス	35
日中一時支援事業	35
障害児（者）生活サポート	36
埼玉県在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院）	36
埼玉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	36
在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」	37
福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートなっと」	37
成年後見制度	37



ふれあい収集	37
メール 110 番・ファックス 110 番	38
ファックス 119	38
NET 119	38
電話リレーサービス	38
市役所内 手話通訳タブレットの貸出し	39
越谷市避難行動要支援者支援制度	39
緊急時等の情報取得	40
障がい者災害時支援バンダナ	41
救急医療情報キットの配布	41

第8章 外出の支援

移動支援事業	42
全身性・知的障害者介護人派遣事業	42
ガイドヘルパー派遣事業	42
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成	43
福祉タクシー利用料金の助成	43
自動車燃料費の助成	43
埼玉県運転免許センター	44
自動車運転免許取得費の支給	44
自動車改造費の支給	44
福祉車両の貸出し	45
歩行困難な方の駐車許可証（駐車禁止規制除外標章）の交付	45
歩行訓練	46
身体障害者補助犬	46
バリアフリーマップ	46
障がい者に関するマーク	47
ヘルプマーク・ヘルプカード	49
埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	49

第9章 社会参加の促進

手話通訳者・要約筆記者の派遣	50
盲ろう者向け通訳・介護員派遣事業	50
障害者福祉センターこぼと館	50
録音図書等の貸出サービス等	51
資料の配送サービス	51
移動図書館	51
レファレンスサービス	51
電子図書館	52
埼玉点字図書館	52
「こしがや市議会だより」・「広報こしがや」音声版・点字版	52
青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）	52
電話お願い手帳	52
郵便等による不在者投票制度	53
郵便等による不在者投票における代理記載制度	53
投票所における代理投票	53
投票所における点字投票	53
投票支援カード	53

第10章 税の控除・減免

所得税の障害者控除	54
市民税・県民税の障害者控除	54
市民税・県民税・森林環境税の非課税制度	54
個人事業税	55
相続税の障害者控除	55

特定障害者に対する贈与税の非課税	55
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	56
軽自動車税（種別割）の減免	57
利子所得等の非課税に関する制度	58
所得税及び市民税・県民税の医療費控除	58

第11章 公共料金の割引

J R 運賃の割引	60
私鉄運賃の割引	60
バス運賃の割引	61
タクシー運賃の割引	61
航空運賃の割引	61
有料道路通行料金の割引	62
N H K 放送受信料の減免（衛星放送を含む）	62
N T T の無料番号案内（ふれあい案内）	63
携帯電話料金の割引	63
郵便料金の減免	63
越谷市の公の施設使用料等の減額	64
埼玉県の公の施設の使用料及び利用料金の減免	64

第12章 就労

越谷市障害者就労支援センター	65
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	65
越谷公共職業安定所（ハローワーク越谷）	65
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）	66
国立職業リハビリテーションセンター	66
埼玉県立職業能力開発センター	66
東京障害者職業能力開発校	66
埼玉障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）	67
越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと	67
越谷市障がい者就労支援施設等自主製品・作業カタログ	67

第13章 教育

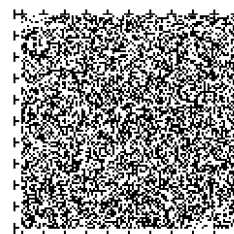
教育相談	68
保育所・保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園	68
特別支援学級等	68
特別支援学校	69

第14章 住宅

重度身体障害者居宅改善整備費の支給	71
県営住宅の抽せんにおける優遇措置	71
市営住宅の抽せんにおける優遇措置	72
セーフティネット住宅	72

◆資料編◆

マイナンバーカード（個人番号カード）が必要となる手続きについて	1
身体障害者障害程度等級表	2
障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧	4
市内の施設	7



◆主な制度・サービスの一覧表（△は障がい種別・等級以外の要件があるため、各ページ参照）

障がい種別 制度			サービス		医療			手当等					補装具等		生活					
			障害福祉サービス	児童福祉法のサービス	自立支援医療(更生医療精神通院)	自立支援医療(育成医療)	後期高齢者医療(障害認定)	重度心身障害者医療費	重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済	補装具の交付・修理	日常生活用具の給付	訪問入浴サービス	訪問理美容サービス	生活サポート	移動支援事業	福祉タクシー利用料金等の助成
身体障がい者	視覚障害	1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	△		○	○	
		4級	○	○	○	○						△		○	△	△		○	○	
		5級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
		6級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	△		○	○	
		4級	○	○	○	○						△		○	△	△		○	○	
		5級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
		6級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
		音声・言語・そしゃく機能障害	3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	△		○	○
	4級		○	○	○	○	△	△				△		○	△	△		○	○	
	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○	○
		2級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	△		○	○	△
		4級	○	○	○	○	△	△				△		○	△	△		○	○	
		5級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
		6級	○	○	○	○								○	△	△		○	○	
	内部障害	1級	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△		○	○	○
		2級	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	○	△	△		○	○	○
		3級	○	○	○	○	△	△				○	○	○	△	△		○	○	
		4級	○	○	○	○						△		○	△	△		○	○	
知的障がい者	④	○	○			△	△	△	△	○	○	○		○		△	○	○	○	
	A	○	○			△	△	△			○	○		○		△	○	○	○	
	B	○	○				△	△			○	○		○			○	○	○	
	C	○	○									○		○			○	○		
精神障がい者	1級	○	○	○		△	△	△	△			△		○			○	○	○	
	2級	○	○	○		△	△	△				△		○			○	○		
	3級	○	○	○										○			○	○		
所得に応じた負担の有無			○	○	○	○							○	○	○		○	○		
所得制限の有無					○	○		○	○	○	○		○						○	
マイナンバーの確認			○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○		
ページ			13	18	19	19	20	21	23	23	23	23	26	27	29	35	35	36	42	43
備考			サービスにより、障害支援区分の認定が必要			18歳未満の児童に限る	65歳～75歳の方のみ	65歳を超えて障がい者となった方は対象外	他制度との制限あり。65歳を超えて障がい者となった方は対象外	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	同程度の状態にある方	介護保険優先	介護保険優先	満15歳以上の方	理美容代金は自己負担	18歳未満の児童は負担軽減あり		上肢3級は除く

障がい種別			制度			税金・公共料金														生活				
						自動車運転免許取得費の支給	自動車改造費の支給	福祉車両の貸出し	歩行困難な方の駐車許可証	手話通訳者・要約筆記者の派遣	青い鳥郵便葉書	郵便等による不在者投票	所得税・市県民税の控除	自動車税の減免	JR運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料		携帯電話料金の割引	市立施設使用料等の減額	県の公の施設の使用料の減免
																				全額	半額			
身体障がい者	視覚障害	1級	○		△	○		○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		2級	○		△	○		○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		3級	○		△	○				○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		4級	○		△	△				○	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		5級	○		△					○		○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		6級	○		△					○		○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
	聴覚・平衡機能障害	2級	○		△	○	○	○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		3級	○		△	○	○			○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		4級	○		△		○			○		○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		5級	○		△		○			○		○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
	音声・言語・そしゃく機能障害	3級	○		△					○	△	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
		4級	○		△					○		○	○	○	○	△	△		○	○	○			
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1級	○	△	△	○		○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		2級	○	△	△	△		○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		3級	○	△	△	△				○	△	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
		4級	○		△	△				○	△	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
		5級	○		△					○	△	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
		6級	○		△					○	△	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
	内部障害	1級	○		△	○		○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		2級	○		△	○		○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
		3級	○		△	○			△	○	○	○	○	○	○	△	△		○	○	○			
		4級	○		△					○		○	○	○	○	△	△		○	○	○			
	知的障がい者	④	○		△	○		○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○			
A		○		△	○		○		○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○				
B		○		△					○		○	○	○	○		△		○	○	○				
C		○		△					○		○	○	○	○		△		○	○	○				
精神障がい者	1級	○		△	○				○	△	○	△		○		△	△	○	○	○				
	2級	○		△					○		○	△		○		△		○	○	○				
	3級	○		△					○		○	△		○		△		○	○	○				
所得に応じた負担の有無					△																			
所得制限の有無				○	△												○							
マイナンバーの確認										△														
ページ			44	44	45	45	50	52	53	54	56 57	60	61	61	61	62	62	62	63	64	64			
備考			第1種普通免許に限る		車いす利用者	歩行困難な方			障がい種別に制限有り		軽自動車税の場合、申請にマイナンバーの確認あり		手帳に顔写真添付				住民税非課税世帯	平衡機能障害を除く						

第1章 相談窓口

市役所

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 第三庁舎1階 TEL 967-5137、963-9164 FAX 963-9171
 子ども福祉課（18歳未満） 第二庁舎2階 TEL 963-9172 FAX 963-3987

障がいのある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や障害者手帳に関する相談や受付、日常生活又は社会生活を送るための障害福祉サービスなどの相談をお受けしています。

〈窓口〉こころの健康支援室（保健所 保健総務課）第三庁舎1階 TEL 963-9214 FAX 963-9171
 不眠、うつ状態、アルコールや薬物等の不適切な使用等、こころの健康問題、ひきこもり等でお困りの本人や家族からの相談をお受けしています。

〈窓口〉生活自立相談「よりそい」 第三庁舎2階 TEL 963-9212

失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行っています（生活保護受給中の方は除きます）。

生活に関する相談窓口（基幹相談支援センター）

障がいのある方やその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介、他機関との連絡調整等を行い、地域での生活を支援します。

開 所 日：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）

開所時間：午前8時30分～午後5時15分

地区名・施設名 受託法人	施設所在地	電話番号 FAX番号	担当地区	
			行政区	住所地
<北部地区> 越谷市障がい者等 基幹相談支援センター・北部 <受託法人> 特定非営利活動法人合	恩間181-1 北部市民会館内	TEL 999-6015 FAX 976-6160	桜井 大袋	大里、下間久里、上間久里、大泊、平方、平方南町、千間台東、恩間、大竹、大道、三野宮、袋山、恩間新田、大林、大房、千間台西
<東部地区> 越谷市障がい者等 基幹相談支援センター・東部 <受託法人> 社会福祉法人平徳会	増林6042-1	TEL 999-6551 FAX 969-7001	新方 増林 大沢 越ヶ谷	弥十郎、大吉、向畑、北川崎、大杉、大松、船渡、弥栄町、花田、増林、増森、中島、東越谷、大沢、東大沢、越ヶ谷、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、宮前、赤山町1～2丁目、赤山本町
<南部地区> 越谷市障がい者等 基幹相談支援センター・南部 <受託法人> 特定非営利活動法人結	蒲生旭町8-3	TEL 945-6144 FAX 945-7449	蒲生 川柳 大相模	瓦曾根1～2丁目、南越谷1丁目、蒲生、蒲生1～4丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生西町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町、伊原、川柳町、西方、西方1～2丁目、相模町、大成町、東町、流通団地、レイクタウン
<西部地区> 越谷市障がい者等 基幹相談支援センター・西部 <受託法人> 医療法人秀峰会	七左町4-100-4	TEL 985-3386 FAX 985-6683	荻島 出羽 北越谷 南越谷	野島、小曾川、砂原、南荻島、西新井、北後谷、長島、宮本町、神明町、谷中町、七左町、大間野町、新川町、新越谷、北越谷、東柳田町、元柳田町、赤山町3～5丁目、瓦曾根3丁目、蒲生茜町、南越谷2～5丁目

越谷市障害者虐待防止センター

〈窓口〉施設等での虐待の場合

障害福祉課（18 歳以上） 子ども施策推進課（18 歳未満） TEL 963-9165

〈窓口〉養護者等からの虐待の場合

障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

※ 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分以外の時は以下の「埼玉県虐待通報ダイヤル」へ通報してください。

◆障がい者虐待の定義

障がい者虐待とは、①養護者（世話をしている家族等）、②障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等の従事者等、③使用者（雇用主）による虐待のことをいいます。障害者虐待防止法では、虐待を受けた疑いがある障がい者を発見した人の通報する義務を定めています。

※ 生命に危険があるなど、緊急の場合には、警察（110 番）へ通報してください。

◆対象となる障がい

障がい（発達障害、高次脳機能障害を含む）のある方やその他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方が対象となります。

◆障がい者虐待の種類

障がい者虐待には 5 つの種類があります。これらが重なって起こることもあります。虐待の予防や早期発見のために、小さな異変を見逃さないことが大切です。

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
性的虐待	無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放置 （ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使ったり、取り上げたりすること。また、理由なく金銭を与えないこと。

埼玉県虐待通報ダイヤル

〈窓口〉埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当 TEL 048-830-3391 FAX 048-830-4801

◆埼玉県虐待通報ダイヤル 『#7171』

ひかり電話、IP 電話、ダイヤル回線を利用の場合 フリーダイヤル 0120-80-7171

（つながらない場合は TEL 048-762-7533）

※ 児童・高齢者・障がい者虐待の全てに 24 時間 365 日受付・対応しています。

障害者差別の相談窓口

〈窓口〉施設等での差別の場合

障害福祉課（18 歳以上） 子ども施策推進課（18 歳未満） TEL 963-9165

〈窓口〉養護者等からの差別の場合

障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1 TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

主に 18 歳以上の身体障がい、知的障がいのある方及びその家族からの、専門的な知識や技術を必要とされる相談（更生相談）をお受けしています。

埼玉県難病相談支援センター

難病患者の方の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的として、医療や生活に関する相談をお受けしています。

※ 面接での相談の場合は、事前に予約が必要です。

〈窓口〉① 国立病院機構東埼玉病院 TEL 048-768-3351 蓮田市黒浜 4147

難病相談支援員が難病患者さん及びその家族からの各種相談に応じます。

② 埼玉県障害難病団体協議会 TEL 048-834-6674（埼玉県障害者交流センター内）

ピアサポーター（難病患者やその家族など）が日常生活・就労に関する相談や患者会の紹介を行います。

埼玉県高次脳機能障害者支援センター

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）

TEL 048-781-2236 FAX 048-725-5501 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

高次脳機能障害のある方、その家族、関係機関からの医療、福祉サービスの利用、復職や就学、日常生活での困りごと等、総合的な相談をお受けしています。

また、以下の医療機関で、埼玉県高次脳機能障害者支援センターの委託により、高次脳機能障害のある方、その家族、関係機関からの相談を電話でお受けしています。

※ 電話が繋がらない場合は時間を置いておかけ直してください。

・医療法人光仁会 春日部厚生病院 〒344-0063 春日部市緑町 6-11-48

TEL 080-8181-4148（相談専用） 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

・医療法人真正会 霞ヶ関南病院 〒350-1173 川越市安比奈新田 283-1

TEL 049-232-1313（代表） 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

埼玉県立精神保健福祉センター

〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2

〈電話相談〉埼玉県こころの電話 TEL 048-723-1447

受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

こころの健康や悩みに関する相談を本人と家族からお受けしています。

※ 電話が繋がらない場合は時間を置いておかけ直してください。

〈電話相談〉精神科救急情報センター TEL 048-723-8699

受付時間：月曜～金曜日 午後 5 時～翌日午前 8 時 30 分

土曜、日曜日、祝日 午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

夜間・休日において、精神疾患のある方や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談をお受けしています。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

※ 非通知設定の電話はつながりませんので、番号を通知できる電話でおかけください。

埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3 階

TEL 048-601-5551 FAX 048-601-5552

受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時
発達障がいのある 18 歳までの子どもとご家族からの電話相談をお受けしています。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

〒350-0813 川越市平塚新田東河原 201-2 TEL 049-239-3553 FAX 049-233-0223

19 歳以上の発達障がいのある方、その家族、関係機関からの相談をお受けしています。診断の有無を問わずご利用できますが、医療機関ではないため、診断や診療等を行うことはできません。

埼玉県越谷児童相談所

〒343-0033 越谷市恩間 402-1 TEL 975-4152 FAX 977-3200

18 歳未満の子どもに関して、家族などからの相談を受け、必要に応じて医学・心理学等による検査等を行い、これらに基づいた助言指導や施設入所等の手続きを行っています。

越谷市児童発達支援センター

〒343-0011 越谷市増林 5827-1 TEL 940-5951

発達に支援が必要な子どもを対象に、日常生活の基本的動作や集団生活の適応訓練などの療育を行います。また、子どもの発達に応じた相談ができるほか、どなたでも自由に使えるおもちゃ図書室もあります。

※ 来所相談は予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

中川の郷療育センター

〒343-0116 北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222 TEL 048-992-2701

重度の知的障がいと肢体不自由の重複する寝たきりなどの状態にある児童等や発達障がいのある児童等の診療や療育を行っています。

越谷市保健所（感染症保健対策課）

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31 TEL 973-7531 FAX 973-7534

難病、小児慢性特定疾病、感染症に関する相談をお受けしています。

越谷市保健センター（健康づくり推進課）

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31 TEL 960-1100 FAX 967-5118

保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士による健康相談や訪問指導、予防接種などの相談をお受けしています。

越谷市社会福祉協議会

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-3411 FAX 966-7195

福祉に関する情報の提供や相談のほか、生活資金の貸付けなどの相談をお受けしています。
また、福祉車両や車椅子の貸出しの相談などもお受けしています。

成年後見センターこしがや（越谷市社会福祉協議会）

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1 階 TEL 966-2281

高齢の方や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方などの権利と財産を守るため、家庭裁判所が選任した後見人が、本人の財産管理や契約、契約の取消し、介護、医療へのサポート等を行う成年後見制度の利用に関する相談をお受けしています。また、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用に関する相談もお受けしています。

医療的ケアが必要な方の相談先

在宅における医療的ケアが必要な方やその家族を支えるため、かかりつけ医療機関のほか、以下の相談先があります。

〈窓口〉 障害者手帳の取得・サービス利用など⇒障害福祉課（18 歳以上）子ども福祉課（18 歳未満）

小中学校に関すること（教育相談） ⇒教育センター TEL 962-9300/8601

保育所に関すること ⇒保育入所課 TEL 963-9167

また、埼玉県では医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、医療機関等に配置しています。詳しくは以下のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/library-info/iryotekikeajitoushien.html>



埼玉県医療的ケア児等支援センター

相談窓口や市町村支援などを担う「地域センター」と、人材育成や他機関調整などを担う「県センター」の二層体制により、医療的ケア児等とその家族が地域で安心して生活できるように支援します。

〈窓口〉・地域センターともに（地域センター）

TEL 048-748-5059 春日部市谷原 3-12-6 メゾンローリエ 102

・埼玉県医療的ケア児等支援センター（県センター）

TEL 048-857-1001 さいたま市中央区新都心 1-2

埼玉県発達障害総合支援センター内

詳しくは以下のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/library-info/iryotekikeajitoushien.html>



埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 3-12-17 日建プリムローズ常盤第 3-1 階

TEL 048-814-1212 FAX 048-814-1211

受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 4 時

「若年性認知症支援コーディネーター」が、社会保障や医療、就労支援や社会参加等に関する様々な相談をお受けしています。

NPO 法人 視覚障がい者支援協会・ひかりの森

〒343-0816 越谷市弥生町 1-9 山崎ビル 2F TEL 962-9888

就労や生活で不便さ、不安がある方を対象に、各種相談、情報提供、歩行訓練、日常生活機能訓練、タブレット・スマートフォン活用等の支援を行います。

障害者相談員

〈窓口〉 障害福祉課

越谷市から委嘱された方が、障がいのある方やその家族からの相談をお受けしています。

身体障害者相談員

相談員氏名（ふりがな）	相談区分	TEL
松 澤（まつざわ） 相談員	聴覚・視覚	080-6861-3918 976-5607（FAX）
住 田（すみた） 相談員	肢体	090-3218-2582
藤 田（ふじた） 相談員	内部	978-8986
宮 崎（みやざき） 相談員	肢体	976-8835
望 月（もちづき） 相談員	聴覚	975-9600（FAX）
山 崎（やまざき） 相談員	視覚	979-1818

知的障害者相談員

相談員氏名（ふりがな）	TEL
山 崎（やまざき） 相談員	966-5837
尾ヶ井（おがい） 相談員	975-6743
高 野（たかの） 相談員	090-2930-3663
宇田川（うだがわ） 相談員	976-5166

民生委員・児童委員

〈窓口〉 福祉総務課 第三庁舎 2 階 TEL 963-9320

「民生委員・児童委員」は高齢の方や障がいのある方、子育て中の方などが地域で安心して暮らせるように支援しているボランティアです。地域の困っている方と相談の専門機関や官公庁等をつなげることが基本的な役割になります。なお、民生委員・児童委員には担当区域があります。

また、主任児童委員は児童福祉に関することを主体に活動しています。

身体障害者補助犬に関する苦情の相談窓口

〈窓口〉 障害福祉課

身体障がいのある方や施設等を管理する方からの身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の相談をお受けしています。

福祉保健オンブズパーソン制度

〈窓口〉 福祉総務課 第三庁舎 2 階 TEL 963-9320

福祉保健オンブズパーソンは、越谷市の機関又は事業者が行う福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ります。福祉保健サービスとは、障がい者や高齢者、児童等に対する福祉サービスの提供、補助金や手当などの給付、施設入所の措置等を指し、医療行為は除きます。

第2章 障害者手帳

身体障害者手帳の交付

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

身体障害者手帳は、身体に障がいがあり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障がいに該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◆対象となる障がい

手帳	障がい区分	障がい等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6 級
	聴覚障害	2～4・6 級
	平衡機能障害	3・5 級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4 級
	肢体不自由	1～6 級
	内部障害	
	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	1・3・4 級
	肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4 級

身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。（「第11章 公共料金の割引」・「資料編 身体障害者障害程度等級表」参照）

◆手帳の交付を受けるには

申請には以下のものが必要です。（本人が15歳に満たない時は、その保護者が申請します。）

(1) 診断書（発行から3か月以内のもの）

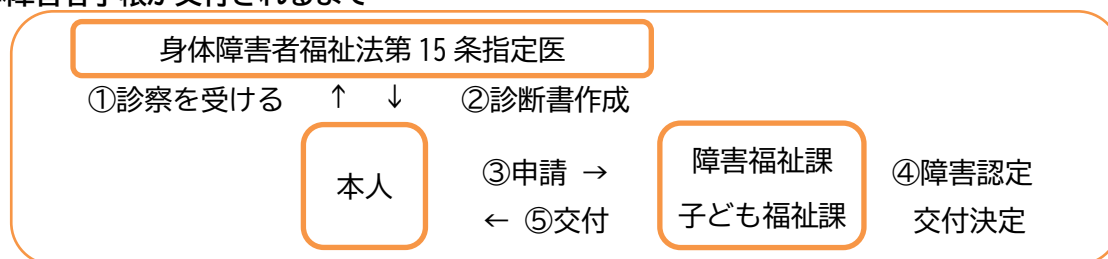
※ 障害福祉課又は子ども福祉課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。越谷市公式ホームページからもダウンロードできます。

(2) 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ※ 写真用紙に印刷したもの

(3) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ 詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください。

◆身体障害者手帳が交付されるまで



◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 住所が変わった時 | 手帳 |
| ② 氏名が変わった時 | 手帳、写真1枚 |
| ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時 | 手帳(紛失以外の場合)、写真1枚 |
| ④ 障がいの程度が変わったり、新たに障がいが生じた時 | 手帳、診断書、写真1枚 |
| ⑤ 再認定を受ける時 | 手帳、診断書、写真1枚 |
| ⑥ 障がいの程度が該当しなくなった時 | 手帳 |
| ⑦ 本人が死亡した時 | 手帳 |

※ 手続きの際はマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。

療育手帳の交付

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

療育手帳は、知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

各自治体で名称が異なりますが、埼玉県では「療育手帳」と呼んでいます。

◆対象となる障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあり、児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて心理学・医学的に知的障がいと判定されるもの。

手帳の区分	㉠	A	B	C
障害の程度 (知能指数)	最重度 (概ね 20 以下)	重度 (概ね 21～35)	中度 (概ね 36～50)	軽度 (概ね 51～70)

療育手帳に記載のある「第 1 種・第 2 種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。

第 1 種：㉠・A 第 2 種：B・C （「第 11 章 公共料金の割引」参照）

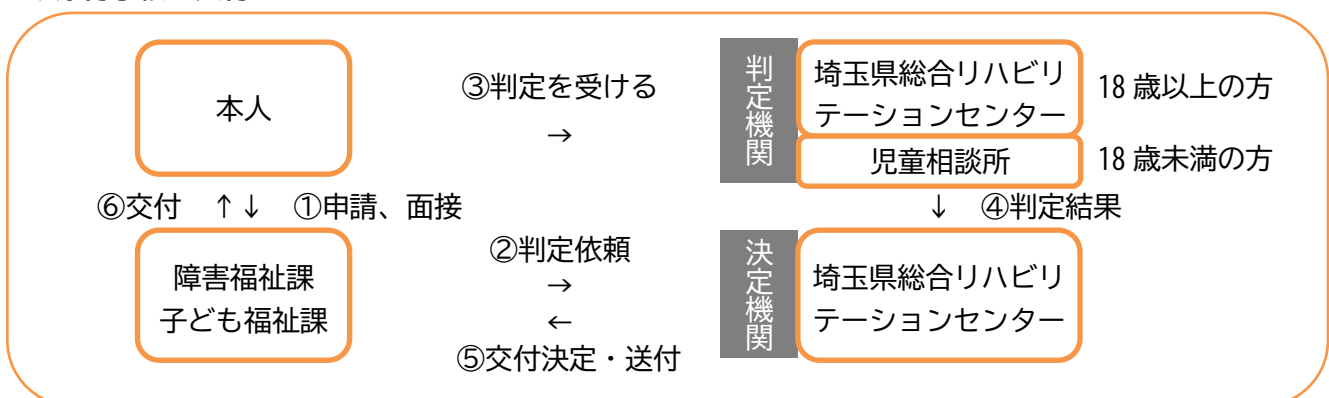
◆手帳の交付を受けるには

申請には以下のものが必要です。

- (1) 写真 2 枚（タテ 4cm×ヨコ 3cm）
- (2) 母子手帳や通信簿等、本人の生育歴、学歴、職歴等に関するもの
- (3) お薬手帳や診断書等、本人の既往歴や通院歴が分かるもの
- (4) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ 詳しくは「資料編 1 ページ」をご参照ください。

◆療育手帳が交付されるまで



◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ① 住所が変わった時..... 手帳
- ② 氏名が変わった時..... 手帳
- ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 手帳（紛失以外の場合）、写真 2 枚
- ④ 再判定を受ける時（状況調査をする必要があるため事前にご連絡ください）..... 手帳、写真 2 枚
- ⑤ 障がいの程度が該当しなくなった時..... 手帳
- ⑥ 本人が死亡した時..... 手帳

※ 手続きの際はマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編 1 ページ」をご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳の交付

〈窓口〉障害福祉課（年齢は問いません）

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方で、精神障がいのために、長期にわたって、日常生活又は社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◆対象となる精神障がい

手帳	疾患名	障がい等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、気分（感情）障害（うつ病等）、てんかん 精神作用物質による精神障害（依存症等） 器質性精神病（認知症、高次脳機能障害等） 発達障害（自閉症、広汎性発達障害等） その他の精神疾患	1～3 級

精神障害者保健福祉手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。

第1種：1 級 第2種：2・3 級 （「第11章 公共料金の割引」参照）

◆手帳の交付を受けるには

申請には以下のものが必要です。

(1) 次のア～ウのいずれか

ア 診断書

（精神障害者保健福祉手帳用：精神疾患について初めて診療を受けた日（初診日）から6か月以上経過した日以降に記載された診断書で、記載日から申請日まで3か月を経過していないもの）

イ 年金証書（精神障がいを支給事由とする年金）の写し又は直近の年金振込（支払）通知書の写し

ウ 特別障害給付金受給資格者証（精神障がいを支給事由とする給付金）の写し又は直近の国庫金振込（送金）通知書の写し

(2) 本人確認書類（代理申請の場合は、本人と代理人両名の本人確認書類）

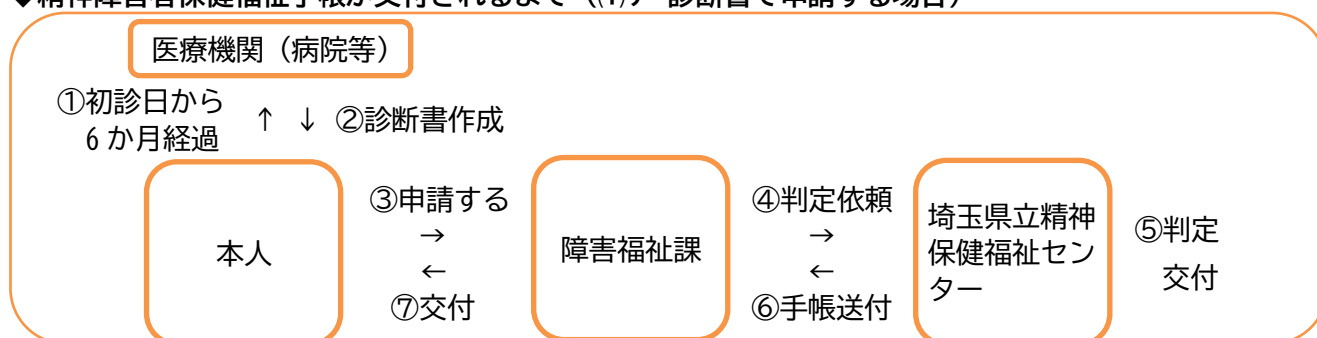
(3) マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ 詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください。

◆手帳の有効期間について

手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要です。更新手続きは、手帳の有効期限の3か月前から申請を行うことができます。

◆精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで（(1)ア 診断書で申請する場合）



※ 診断書以外で申請される方は、年金証書等必要な物を窓口へお持ちください。

◆手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ① 住所が変わった時..... 手帳
- ② 氏名が変わった時..... 手帳
- ③ 手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 手帳（紛失以外の場合）
- ④ 障がい等級の変更を申請する時..... 手帳、診断書又は年金証書の写し
- ⑤ 本人が死亡した時..... 手帳

※ 手続きの際はマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。

手帳所持証明書の発行

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳（窓口は障害福祉課のみ）について、以下のような場合には手帳所持証明書の発行を行っています。

- (1) 手帳を紛失等してしまい、手帳が再交付されるまでの間に、緊急の事情により手帳を所持していることを証明する必要がある場合。
- (2) 手帳を所持していた方が亡くなり、手帳の返還手続きを行った後に、税申告等のために手帳を所持していたことを証明する必要がある場合。

◆証明書の発行を受けるには

申出者の本人確認書類（運転免許証、加入医療保険の保険証等）を窓口へお持ちください。

発達障害者支援のための「サポート手帳」の配布

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

越谷市保健センター（健康づくり推進課）TEL 960-1100 教育センター TEL 962-3894

埼玉県では、発達障がいのある方が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けられるようサポート手帳を作成しています。保護者や本人が、プロフィールや関係機関からの支援状況等をサポート手帳に記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、相互に共通認識を深めることができます。

サポート手帳	種別	内容
	相談支援ファイル	乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関において、支援内容等の情報が共有され、一貫して使用できる手帳です。
	サポートカード	医療機関への受診の際など、様々な生活場面で自らの障がい特性を簡潔に、適切に説明できることを目的としたカードです。

なお、サポート手帳は埼玉県のホームページからダウンロードすることも可能です。

ミライロID

本人確認等のために障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を提示する手続き等は、ミライロ ID を活用することができます。

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳を登録すると手帳情報がスマートフォン画面に表示されます。

一部アプリが活用できない手続きがあります。アプリの使い方は、株式会社ミライロのホームページをご覧ください。

◆ホームページ

<https://mirairo-id.jp/>



ミライロ ID のホーム画面（イメージ）

第3章 障害福祉サービス

障害者総合支援法の概要

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

障がいのある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付や地域生活支援事業が利用できます。

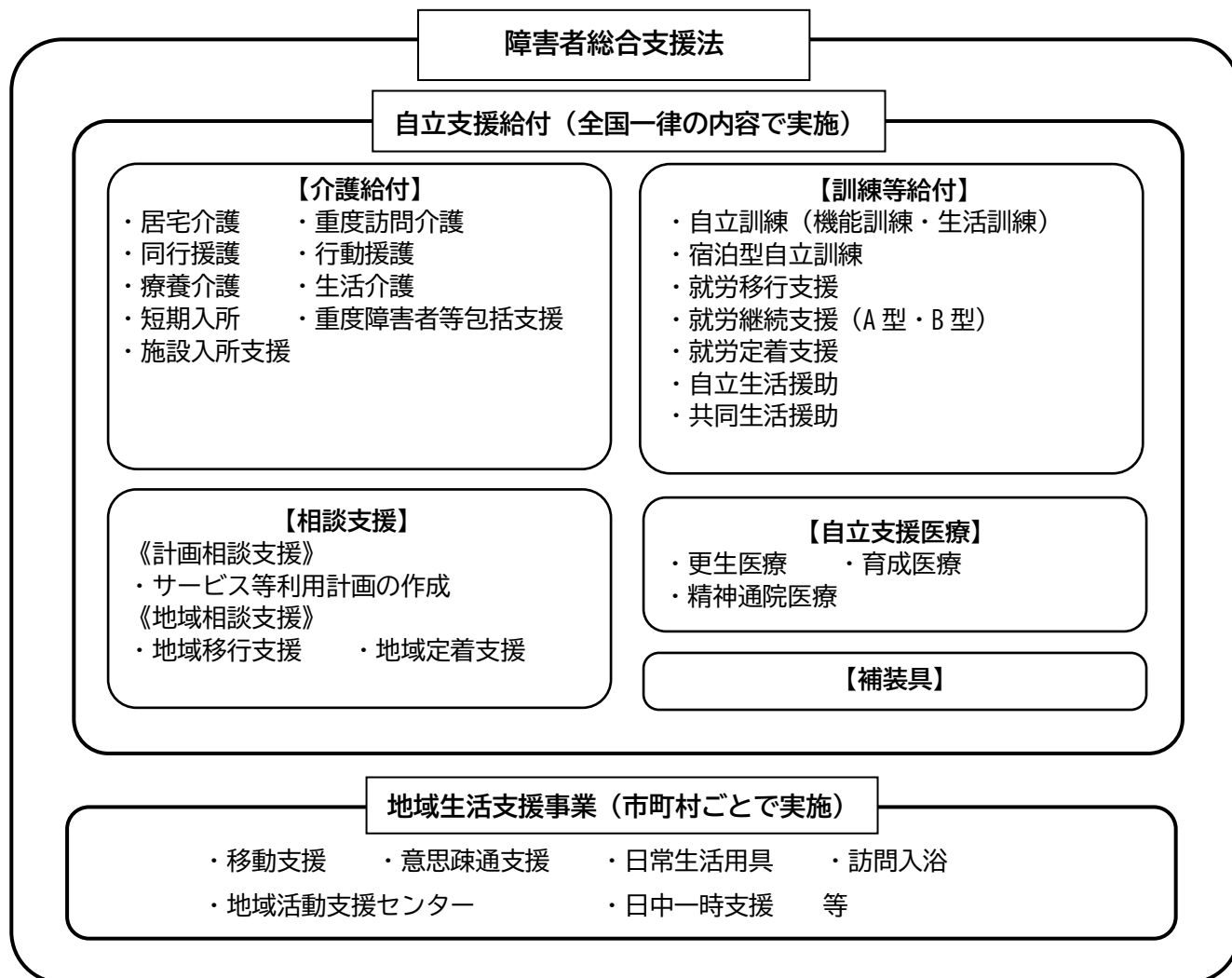
◆サービスを利用できる方

- (1) 身体障害者手帳を交付された方
- (2) 療育手帳を交付された方又は埼玉県総合リハビリテーションセンターや児童相談所で知的障がいの判定を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を交付された方又は診断書等により精神障がいの診断を受けた方
- (4) 難病等の方（376 疾病）

対象疾病については、「資料編 障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧」をご参照ください。

※ (1)～(4)に該当する方であっても、40～64 歳で特定疾病（16 疾病）に該当する方（第 2 号被保険者）及び 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）は介護保険サービスが優先となります。

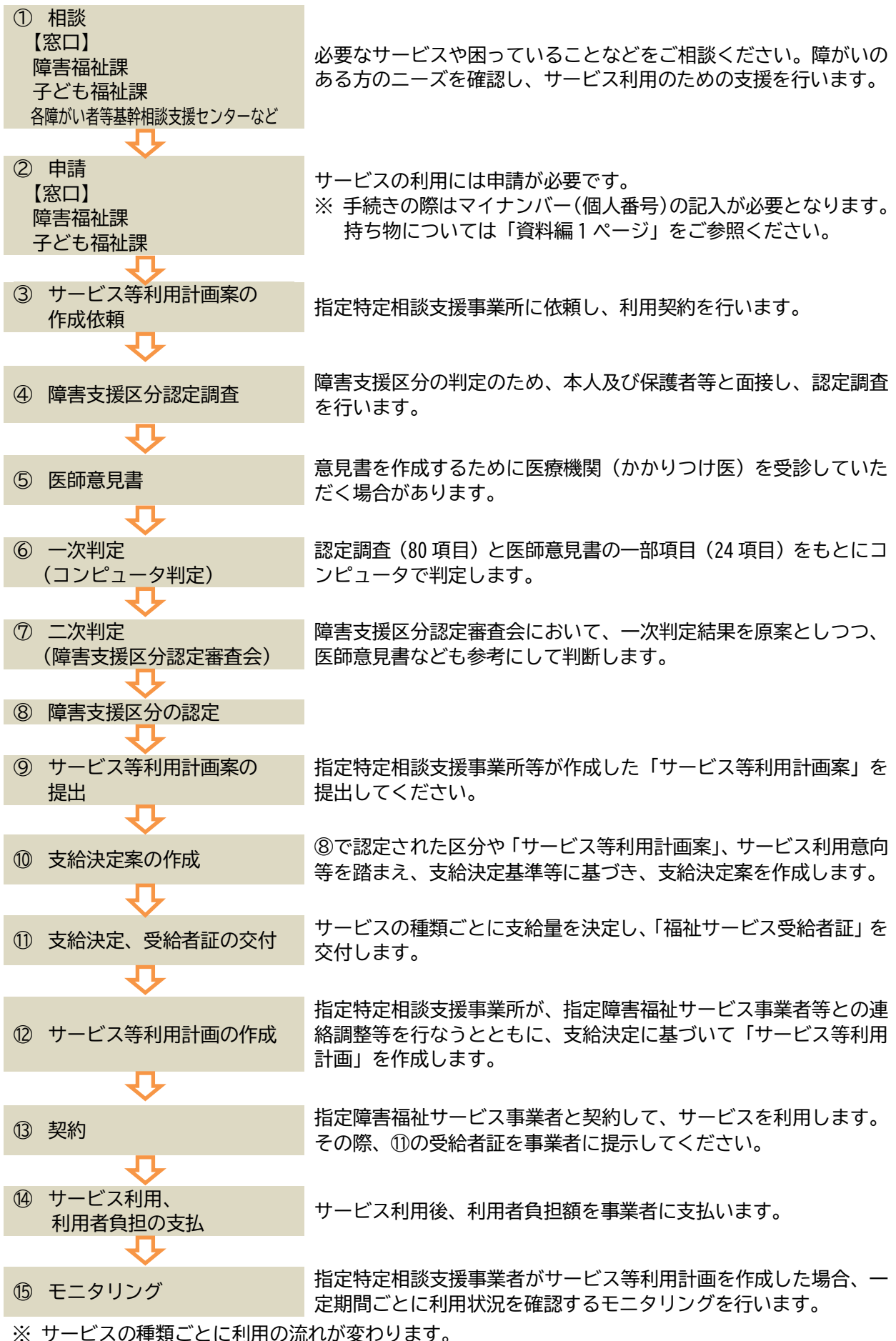
◆障害者総合支援法に基づくサービスの体系



障害福祉サービス等の内容

介護給付	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
		重度訪問介護	重度の肢体不自由のある方又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい障がいがある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
サービス	日中活動系	療養介護	医療に加え、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
サービス	居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	サービス	日中活動系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
			就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
			就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	訪問系サービス	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある方について、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の関係者との連絡調整、生活に関する相談及び必要な支援を行います。	
		自立生活援助	施設入所支援を行う施設又はグループホームを退所した障がいのある方等が自立した日常生活を営むために、定期的な巡回訪問や随時訪問、相談、関係者との連絡調整及び必要な支援を行います。	
	サービス	居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援		障害者支援施設等に入所している障がいのある方又は精神科病院に入院している精神障がいのある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	
	地域定着支援		居宅において単身等で生活する障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問やその他の必要な支援を行います。	
計画相談支援給付	計画相談支援		障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある方の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の作成を行います。 支給決定後には一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。	
支援事業	地域生活	地域活動支援センター	創作的活動及び生産活動の機会を提供し、社会との交流などを行います。	
		その他	移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、日常生活用具給付、意思疎通支援等 ※ 詳しくは「第7章 日常生活の支援」及び「第8章 外出の支援」をご参照ください。	

障害福祉サービス等の利用のための手続き



障害支援区分

障害支援区分は、支援の必要度について、客観的な基準で判定されるものです。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

- (1) 障害支援区分は、区分 1～6 に分かれています。
- (2) 介護給付を利用するには、障害支援区分の認定が必要です（共同生活援助の利用に必要となることもあります）。

障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次の表のとおりです。利用できる量（支給量）については、サービスと障害支援区分ごとに基準があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 基準については障害福祉課窓口で閲覧可能です。

【障害支援区分ごとに（○）利用できる、（△）要件あり、（×）利用できない】

サービスの種類			非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
介護給付	居宅介護	身体介護 家事援助	×	○	○	○	○	○	○
		通院等介助 (身体介護無)	×	○	○	○	○	○	○
		通院等介助 (身体介護有)	×	×	△ (要件あり)				
	重度訪問介護		×	×	×	×	△ (要件あり)		
	同行援護		△ (要件あり)						
	行動援護		×	×	×	△ (要件あり)			
	療養介護		×	×	×	×	×	△ (要件あり)	
	生活介護		×	×	△ (50 歳以上)	○	○	○	○
	短期入所		×	○	○	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援		×	×	×	×	×	×	△ (要件あり)
	施設入所支援		△ (要件あり)			△ (50 歳以上)	○	○	○

障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ

◆障害福祉サービスの利用者負担額

障害福祉サービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の１割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の１割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が下表のとおり設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。

表１ 障害福祉サービス負担上限月額

区分		世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯		０円
低所得		市町村民税非課税世帯		０円
一般１	１８歳未満	市町村民税課税世帯(※１) (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600 円
			入所施設利用	9,300 円
	１８歳以上	市町村民税課税世帯(※１)(※２) (所得割 16 万円未満)【注】		9,300 円
一般２		市町村民税課税世帯で、上記「一般１」に該当しない方		37,200 円

※１ 所得割の額については地方税法等の一部を改正する法律第１条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（１６歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（１６歳以上１９歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように規定されています。

※２ 施設に入所する１８・１９歳の場合は所得割 28 万円未満となります。

【注】入所施設利用者（２０歳以上）・グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

表２ 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
１８歳以上の方（施設に入所する１８・１９歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
１８歳未満の方及び施設に入所する１８・１９歳の方	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆地域相談支援給付の利用者負担額

地域相談支援給付には、利用者負担はありません。

高額障害福祉サービス等給付費

〈窓口〉障害福祉課（１８歳以上） 子ども福祉課（１８歳未満）

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、世帯の負担を軽減する観点から、申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」又は「高額障害児通所（入所）給付費」として払い戻される場合があります。

また、６５歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度の事情を勘案した上で、当該介護保険サービスの利用者負担が軽減される場合があります。

第4章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス

障がいのある児童を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援の内容

〈窓口〉 子ども福祉課（障害児通所支援、障害児相談支援の申請について）

越谷児童相談所（障害児入所支援） TEL 975-4152

	サービス種類	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障がいのある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障がいのある児童のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する障がいのある児童の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。 支給決定後には一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

◆児童福祉法に基づくサービスの負担上限月額

児童福祉法に基づくサービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません（上限月額については、17ページの表1と同じですので、そちらをご参照ください）。

第5章 医療費等

自立支援医療費の給付

更生医療の給付

〈窓口〉障害福祉課

身体障害者手帳を交付された方が、その障がい除去・軽減する手術等の治療（人工透析療法、抗HIV療法、腎移植術（抗免疫療法を含む）、角膜手術、人工内耳植込術、関節形成術、心臓手術など）を受ける際の医療費の一部を公費で負担します（以下の※参照）。

なお、利用の際には更生相談所の判定を受ける必要があります。手術等を受ける前に、窓口へお問い合わせください。

◆対象者

18歳以上で身体障がいのある方

精神通院医療の給付

〈窓口〉障害福祉課

統合失調症、うつ病等の気分（感情）障害、認知症、てんかん、発達障害、高次脳機能障害などの病気（第2章「精神障害者保健福祉手帳の交付」をご参照ください）のある方が、指定医療機関に継続して通院治療を受ける際の医療費の一部を公費で負担します（以下の※参照）。

なお、通院治療を継続的に受ける必要がなく、一定以上の所得がある世帯（本人と同じ医療保険に加入している家族）に属する方等、制度を利用できない場合があります。

◆申請に必要なもの

加入医療保険の保険証又は「資格確認書」（マイナンバーカードの健康保険証のみをお持ちの方は、A4サイズの「資格情報のお知らせ」）、医師の意見書（所定の様式、記載日から申請日まで3か月を経過していないもの）、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください）

育成医療の給付

〈窓口〉子ども福祉課

身体に障がいのある児童又は早期に治療しないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、障がい除去・軽減するために必要な医療を給付する制度で、指定医療機関において治療が受けられ、その医療費を公費で負担します（以下の※参照）。世帯の所得によって対象外となる場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 18歳未満で以下のいずれかの障がいに該当し、確実な治療効果を期待しうる児童

肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害、心臓（内科的治療のみを必要とするものを除く）、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓障害、免疫機能障害

◆申請に必要なもの

医学的意見書（所定の様式）、世帯全員分の加入医療保険の保険証又は「資格確認書」（マイナンバーカードの健康保険証のみをお持ちの方は、A4サイズの「資格情報のお知らせ」）、世帯全員分のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの（詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください）

※ 自立支援医療費受給者の費用負担

更生医療、精神通院医療、育成医療のいずれも原則医療費の1割を自己負担することになりますが、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得等に応じて、定められた負担上限月額までの支払いとなります。医療保険の自己負担限度額を超えることはありません。

難病患者等に係る医療費助成制度

難病等

〈窓口〉 保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

種別	内容・対象者
指定難病	厚生労働大臣が指定する疾病を対象に医療費の一部が助成されます。支給認定の申請を保健所に行い、埼玉県認定を受けて受給者証を交付された方が制度の対象になります。
小児慢性特定疾病	厚生労働大臣が指定する疾病を対象に医療費の一部が助成されます。支給認定の申請を保健所に行い、審査会の認定を受けて受給者証を交付された方が制度の対象になります。
先天性血液凝固因子欠乏症等	先天性血液凝固因子欠乏症等の治療を受けている20歳以上の方が保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等が、すべて公費での負担となります。支給認定の申請を保健所に行い、埼玉県認定を受けて受給者証を交付された方が制度の対象になります。
肝炎治療	B型・C型肝炎で、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等を受けている又は受ける予定の方が認定基準を満たした場合に、医療費の一部が助成されます。支給認定の申請を保健所に行い、埼玉県の認定を受け、受給者証を交付された方が助成の対象になります。

特定疾病

〈窓口〉 国民健康保険加入者の方 : 国保年金課 給付担当 TEL 963-9154
後期高齢者医療制度加入の方 : 国保年金課 後期高齢者医療担当 TEL 963-9170
その他の健康保険加入者の方 : 各健康保険担当

厚生労働大臣が指定した特定の病気（人工透析が必要な慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染）で、高額な治療を長期間受けなければならない場合、1つの医療機関につき1か月の自己負担が10,000円（70歳未満の人工透析を受けている所得が一定以上の世帯に属する方は20,000円）となる制度があります。詳しくは加入している健康保険担当へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度における障害認定

〈窓口〉 国保年金課 後期高齢者医療担当 TEL 963-9170

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいの状態にあると認定された65歳から74歳までの方が加入する健康保険制度です。この65歳から74歳までの方が、一定の障がいの状態にあると認定を受けることを障害認定といいます。障害認定には申請が必要です。

◆対象者 以下のいずれかに該当する障がいのある方

- (1) 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
- (2) 国民年金障害基礎年金1・2級
- (3) 療育手帳㊤・A
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級

重度心身障害者医療費の支給

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

重度心身障害者医療費支給制度は、心身に障がいがある方の福祉の増進を図ることを目的として、医療保険各法による医療給付に係る一部負担金について助成金を支給します。

受給資格登録を受けた方のうち、所得審査の結果、受給者として認定された方に、受給者証を交付します。

◆対象者（受給資格登録者）

- (1) 身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳④・A・B 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付された方
- (2) 65 歳以上であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた方

【対象外となる方】

- ・平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに(1)～(2)の障がいに該当した方
- ・生活保護受給者等

◆受給者（医療費助成金の支給を受けられることができる方）

受給資格の登録を受けた本人の所得の額が以下の所得制限限度額を超えない場合、受給者証が交付され、医療費助成金の支給を受けることができます。

受給資格登録者について、毎年 9 月に前年の所得に基づき審査を行い、10 月から翌年 9 月までの受給者を決定し、受給者証を交付します。

〈所得制限限度額〉

扶養親族等がない場合…3,604,000 円 ※ 扶養親族等が一人増えるごとに 380,000 円を加算

◆支給内容

通院及び入院に係る医療保険各法の規定による医療給付に係る一部負担金の全額が対象(※)となります。ただし、予防接種・健康診断・差額ベッド料・文書料・選定療養費・消費税がかかるものは、対象となりません。

また、他の公費負担医療の給付や、加入医療保険から高額療養費・附加給付が支払われる場合は、その額を重度心身障害者医療費の支給額から控除します。

※ 精神科への入院については、以下のいずれかに該当する方のみ支給の対象となります。

- (1) 受給資格登録の対象となる身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方
- (2) 後期高齢者医療の被保険者であり、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を交付された方（平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で手帳を取得した方、生活保護受給者等は除く）

障がい者の歯科診療

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

埼玉県では、障がいのある方が安心して身近な地域で歯科診療が受けられるようにするため、「埼玉県障害者歯科相談医」を指定しています。

また、治療が困難な障がいのある方のために、必要に応じて次の施設で治療が受けられるように紹介を行っています。

施設名	所在地	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210
そうか光生園	草加市柿木町 1215-1	048-932-1312
嵐山郷	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-0589
あさか向陽園	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1434
皆光園	深谷市人見 1996 番地 2	048-574-8211

在宅訪問歯科保健事業

〈窓口〉 健康づくり推進課 TEL 960-1100

越谷市では、身体が不自由なために歯科医院へ行くことが難しい方の自宅に年 1 回、歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科健診や相談、ブラッシング等のアドバイスを行っています。利用するには事前の申込みが必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

市内に住所がある在宅の寝たきり又はこれに準ずる方

ただし、かかりつけ歯科医師のもとで治療・指導を受けている方は対象外となります。

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/yobousesshu2/kensinsodan/zaitaikuhoumonsika.html



第6章 手当・年金・貸付

手当

種別	対象者	資格対象外	手当額・支給月	申請に必要なもの・窓口
重度心身障害者手当	以下のいずれかに該当する障がいのある方 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 療育手帳④・A・B (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ※ 所得による支給制限あり	ア 施設入所 イ 特別障害者手当等の受給（超重症心身障害児を除く） ウ 65歳以上で該当等級の手帳を取得	【手当額（月額）】 5,000円 （身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級） 3,500円 （療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級） 【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日 休日の場合は前開庁日	【申請に必要なもの】 手帳、口座情報が分かるもの（通帳、キャッシュカード等） 手続きの際はマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。 【窓口】 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）
特別障害者手当	20歳以上であって、重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする方 (1) 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳④程度の障害が重複している方 (2) 一つの障がいであっても(1)と同程度の状態にある方 ※ 所得による支給制限あり	ア 施設入所 イ 3か月を超える入院	【手当額（月額）】 29,590円 【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日 休日の場合は前開庁日	【申請に必要なもの】 診断書（所定の様式）、口座情報が分かるもの（通帳、キャッシュカード等） 手続きの際は本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。 【窓口】 障害福祉課
障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする方 (1) 身体障害者手帳1・2級の一部 (2) 療育手帳④相当 (3) (1)・(2)と同程度の状態にある方 ※ 所得による支給制限あり	ア 施設入所 イ 障がいを理由とする年金を受給	【手当額（月額）】 16,100円 【支給月】 2月・5月・8月・11月 支給日は各月10日 休日の場合は前開庁日	【申請に必要なもの】 手帳（又は診断書）、口座情報が分かるもの（通帳、キャッシュカード等） 手続きの際は本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。 【窓口】 障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）
特別児童扶養手当	以下のいずれかに該当する在宅の20歳未満の障がいのある児童を養育している保護者の方 (1) 身体障害者手帳1～4級の一部 (2) 療育手帳④・A・B (3) (1)・(2)と同程度の状態にある児童 ※ 所得による支給制限あり	ア 施設入所 イ 児童が障がいを理由とする年金を受給	【手当額（月額）】 56,800円 1級（重度障害児） 37,830円 2級（中度障害児） 【支給月】 4月・8月・11月 支給日は各月11日 休日の場合は前開庁日	【申請に必要なもの】 手帳（又は診断書）、戸籍謄本、口座情報が分かるもの（通帳、キャッシュカード等） 手続きの際は本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。持ち物については「資料編1ページ」をご参照ください。 【窓口】 子ども福祉課
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別している児童（18歳になる年の年度末までの児童※）を養育している保護者の方、また、父親又は母親に一定の障がいがあり、児童を養育している方 ※一定の障がいのある児童は20歳未満 ※ 所得や公的年金受給による支給制限あり	ア 施設入所	【手当額（月額）】 収入に応じます。 (1) 第1子 46,690円 ～11,010円 (2) 第2子以降加算額 11,030円 ～5,520円	【申請に必要なもの】 必要書類については申請者それぞれ異なりますので、まずは本人がお越しのうえ、必要書類の案内を受けてください。 【窓口】 子ども福祉課

※ 資格対象外に該当した場合は、速やかに担当の窓口へ届け出てください。

障害基礎年金（国民年金加入者）

〈窓口〉国保年金課 年金担当 TEL 963-9155

◆対象者

- (1) 国民年金の被保険者期間中に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）がある方、又は 60 歳以上 65 歳未満（年金に加入していない期間）の方で国内に住所がある間に初診日がある方（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）。
- (2) 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日又は症状が固定した日）の障がいの程度が政令で定められている障害等級の 1・2 級に該当する方、又は障害認定日に該当しなかった方がその後症状が重くなって該当するようになった方（65 歳の誕生日の前々日までに請求が必要）。
- (3) 20 歳前の病気やけがにより障がいが残り、20 歳に達したとき、又は障害認定日に障害等級の 1・2 級に該当する方（本人の所得制限あり）。
- (4) 以下の保険料納付要件を満たしている方。

◆保険料納付要件

- (1) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（保険料を免除された期間を含む）が、全被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。
- (2) 令和 8 年 3 月 31 日以前に初診日がある場合は、(1)の特例として初診日の属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

◆年金額（令和 7 年度）【 】内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の額

1 級 1,039,625 円【1,036,625 円】 2 級 831,700 円【829,300 円】

※ 障害基礎年金の受給者によって生計維持されている 18 歳（障がい者は 20 歳）未満の子がいる場合は、第 1 子・第 2 子それぞれに 239,300 円、第 3 子以降それぞれ 79,800 円が加算されます。

特別障害給付金

〈窓口〉国保年金課 年金担当 TEL 963-9155

◆対象者

国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があり、現在その障害等級が障害基礎年金の 1・2 級の程度に該当する以下の方

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生の方
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者であった方

※ 障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は、対象となりません。

◆支給額（令和 7 年度）

1 級 56,850 円（月額） 2 級 45,480 円（月額）

※ 本人の所得制限、併給制限あり。

障害厚生年金（厚生年金加入者）

〈窓口〉越谷年金事務所

〒343-8585 越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3 階 TEL 960-1190

◆対象者

厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障がい者になり働けなくなったとき、又は働く能力が普通より低下した場合に、国民年金の障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。国民年金の障害等級表の 1・2 級の障がいの状態よりも軽い障がい者には、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の 3 級障害厚生年金又は障害手当金（一時金）が支給されます。

支給要件は、以下のとおりです。

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があること。
- (2) 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日又は症状が固定した日）の障がいの程度が政令で定められている障害等級の 1～3 級に該当すること、又は障害認定日に該当しなかった方がその後症状が重くなって該当するようになったこと（65 歳の誕生日の前々日までに請求が必要）。
- (3) 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

◆年金額（令和 7 年度）【 】内は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方の額

1 級 （報酬比例の年金額）×1.25＋配偶者の加給年金額 239,300 円

2 級 （報酬比例の年金額）＋配偶者の加給年金額 239,300 円

3 級 （報酬比例の年金額） 最低保障額 623,800 円【 622,000 円 】

障害手当金 （報酬比例の年金額）×2.0 最低保障額 1,247,600 円【 1,244,000 円 】

埼玉県心身障害者扶養共済制度

〈窓口〉障害福祉課

障がいのある方を扶養している保護者が、将来に対して抱えている不安を軽減するための制度です。毎月掛金をかけ、保護者（加入者）が死亡又は重度の障がい状態になった場合、障がいのある方に一定額の年金を支給します。

◆加入資格

以下の(1)、(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 保護者

障がいのある方を扶養している保護者で、加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であり、生命保険契約の対象となる健康状態にある方

(2) 障がいのある方

次の①～③のいずれかに該当し、かつ将来自活することが困難であると認められた方

① 療育手帳④・A・B・C

② 身体障害者手帳1～3級

③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度と認められる方
(精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者はこれに該当する)

◆加入口数

障がいのある方1人に対して2口まで

◆掛金

加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。

加入者の年齢	一口当たりの掛金（平成20年4月1日以降加入時）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※ 掛金月額は、制度改正に伴い改訂されることがあります。（令和7年4月1日現在）

◆年金支給額

1口加入：月額20,000円	2口加入：月額40,000円
----------------	----------------

貸付

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館2階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るための貸付制度（生活福祉資金）の相談や申請受付を行っています。

※ いずれの資金も世帯単位での貸付けであり、世帯員の一部に貸付けするものではありません。

※ 資金の種類によって、貸付け条件や必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

※ 埼玉県社会福祉協議会の審査を経て貸付けが決定されます。審査の結果、貸付けできない場合がありますのでご了承ください。

第7章 日常生活の支援

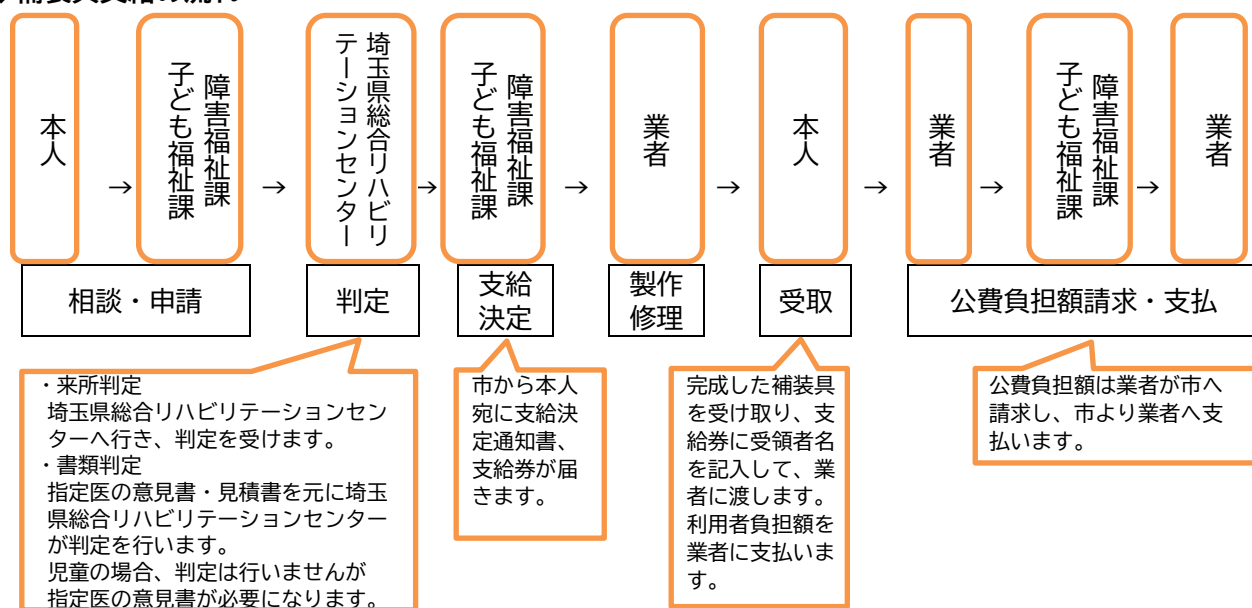
補装具の交付・借受け・修理

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

身体障がいや補い、日常生活の向上を図るため、補装具の購入・借受け・修理のための費用を支給します。労災保険や自賠責保険、医療保険、介護保険等により給付や貸与の対象となる場合や、世帯員の所得が一定以上（市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 460,000 円以上）の場合は、対象となりません。なお、児童（18 歳未満で障がいのある方）に関しては令和 6 年 4 月 1 日から所得制限がなくなりました。

支給にあたっては、身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の判定（児童の場合は、原則として指定自立支援医療機関（育成医療機関）又は保健所の意見書）が必要です。原則として 1 種類につき 1 個までの支給となります。また、費用の 1 割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。購入等する前に、窓口へお問い合わせください。

◆補装具支給の流れ



◆補装具の種類

種類	備考
視覚障害者安全つえ	
義眼	
眼鏡	
補聴器	
義肢	義手
	義足
装具	
姿勢保持装置	
車椅子	介護保険優先

種類	備考
電動車椅子	介護保険優先
歩行器	介護保険優先
歩行補助つえ	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置	
座位保持椅子	18 歳未満のみ
起立保持具	18 歳未満のみ
頭部保持具	18 歳未満のみ
排便補助具	18 歳未満のみ
人工内耳	修理のみ

軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用助成

〈窓口〉子ども福祉課

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等のための費用の助成を行います。なお、基準額の原則 3 分の 1 を負担することとなります。

購入する前に窓口へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

医療機関の診断書（所定の様式）、見積書（業者から取り寄せたもの）

高齢者補聴器購入費助成事業

〈窓口〉地域包括ケア課 TEL 963-9163

身体障害者手帳の交付の対象とならない 65 歳以上の方を対象に、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。購入する前に窓口へお問い合わせください。なお、補聴器購入後の申請は助成対象外です。

◆対象者

- (1) 市内在住で 65 歳以上の方
- (2) 市町村民税非課税世帯（生活保護受給者世帯を含む）の方
- (3) 耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方
- (4) 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない方
- (5) 過去 5 年以内に本事業による助成を受けていない方

車いすの無料貸出し

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課 各老人福祉センター

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住であり、一時的に車いすを必要とする方へ、車いすの貸出しを無料で行っています。

※ 短期利用（2 週間以内、返却後再度貸出し可能）、長期利用（6 か月以内・原則 1 回限り）

紙おむつ等の配付

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住の市・県民税非課税世帯であり、以下のいずれかに該当する方に、紙おむつ等を配付しています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 以下のいずれかに該当し、在宅で常時おむつ等を使用している方

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳④・A を交付された方
- (2) 介護保険の要介護 1～5 の認定を受けた方
- (3) 2 歳未満の子どもを養育している方

日常生活用具の給付

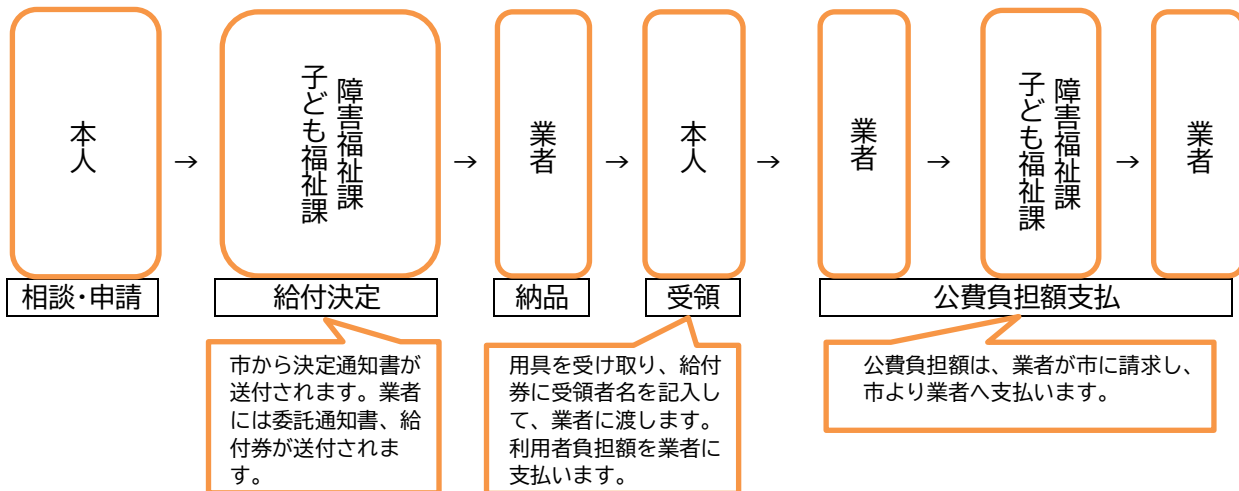
〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

在宅で障がいのある方又は難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っています。なお、原則費用の 1 割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。また、介護保険制度による給付や貸与等を受けられる場合は対象外です。購入する前に窓口へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

手帳又は特定疾患医療受給者証等、見積書、医師の意見書（必要に応じて）、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（詳しくは「資料編 1 ページ」をご参照ください）

◆日常生活用具の給付の流れ



◆日常生活用具種目・品目

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数
介護訓練等支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8 年
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	50,000	5 年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5 年
	入浴担架	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5 年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数
介護訓練等支援用具	体位変換器	介助者による障がい児・者の体位変換を容易にするもの	15,000	5年
	移動用リフト	介助者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年
	訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年
	訓練用ベッド	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
	便器	障がい児・者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	4,450 手すり付きのもの 5,400	8年
	T字状・棒状のつえ	歩行時に体を支持する機能及び強度を有するもの	木材のもの 2,266 軽金属のもの 3,090	3年
	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等のための用具とする	60,000	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	主材料がスポンジ又は皮であるもの 12,768 主材料にプラスチックを含むもの 30,870	3年
	特殊便器	温水及び温風を出し得るものであって、障がい児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報器	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 火災発生の感知及び避難が著しく困難であるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯のもので、次に掲げるいずれかに該当するもの (1) 障害等級が2級（聴覚障害あつては聴覚障害6級）以上である身体障がい児又は身体障がい者 (2) 障害の程度が重度又は最重度である知的障がい児又は知的障がい者 (3) 障害等級が1級の精神障がい者 (4) (1)と同程度の障がいである難病患者等	15,500	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの 上記に同じ	28,700	8年
	電磁調理器	障がい児・者が容易に使用し得るもの 視覚障害2級以上の身体障がい児又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい児・者が容易に使用し得るもの 視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの 聴覚障害である身体障がい者のみの世帯、聴覚障害である身体障がい児及び身体障がい者のみの世帯並びにこれらに準ずる世帯のもの	87,400	10年
	視覚障害者用誘導装置	音声により目的物（位置）等の確認が可能となるもの 音声による誘導を必要とする視覚障がい児及び視覚障がい者	56,000	5年
	携帯用信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの 聴覚障がい児又は聴覚障がい者であつて、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの	18,000	6年
	トイレチェアー	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの 頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保つことのできない身体障がい児又は身体障がい者であつて、必要と認められるもの	81,000	8年
	車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であつて、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの 常時車椅子を使用する身体障がい児又は身体障がい者であつて、必要と認められるもの	260,000	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの 腎臓機能障害3級以上であつて、自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	51,500	5年
	ネブライザー（吸入器）	障がい児・者が容易に使用し得るもの 呼吸器機能障害3級以上若しくは医師意見書等により当該用具の永続的な必要性及びその効果が認められた学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者又は学齢以上の難病患者等	36,000	5年
	電気式たん吸引器	障がい児・者が容易に使用し得るもの 上記に同じ	56,400	5年
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	障がい児・者が容易に使用し得るもの 上記に同じ	72,450	5年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）		耐用年数
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500		5年
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000		10年
	盲人用体温計（音声式）	障がい児・者が容易に使用し得るもの	9,000		5年
	盲人用血圧計	障がい児・者が容易に使用し得るもの	15,000		5年
	盲人用体重計	障がい者が容易に使用し得るもの	18,000		5年
	発動発電機・外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	100,000		6年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの	98,800		5年
	情報・通信支援用具	個人で占有する情報通信機能、文字入力機能等を有する機器を使用するにあたって、障がい児・者がこれを容易に操作することができるように補助するもの	100,000	継続定額制のソフトウェア 4年	上記以外 —
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの	383,500		6年
	点字器	32マス18行両面書を基本構造とし、真鍮版製のもの（標準型）	視覚障害である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者であって、必要と認められるもの	10,712	7年
		32マス18行両面書を基本構造とし、プラスチック製のもの（標準型）		6,798	
		32マス4行片面書を基本構造とし、アルミニウム製のもの（携帯用）		7,416	5年
		32マス12行片面書を基本構造とし、プラスチック製のもの（携帯用）		1,699	
	点字タイプライター	障がい児・者が容易に使用し得るもの	63,100		5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品（DAISY方式による録音が可能製品を含む）であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者	録音再生機 85,000	6年
再生専用機 35,000					
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	99,800		6年

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は文字情報を直接読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000	8年
	盲人用時計	障がい者が容易に使用し得るもの	触読 10,300 音声 13,300	10年
	地上デジタル放送対応ラジオ	上記に同じ	29,000	5年
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	人工喉頭	障がい児・者が容易に使用し得るもの	笛式 5,150 電動式 72,203	4年 5年
	埋込型用人工鼻	HME カセット及びアドヒーズン等で障がい児・者が容易に使用できるもの	23,760	－
	文字放送ラジオ	FM 文字多重放送の受信が可能なもの	23,000	5年
排泄管理支援用具	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー	IC タグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有し、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	60,000	6年
	ストーマ装具	消化器系	8,858	－
		尿路系	11,639	
		紙おむつ	12,000	
		洗腸装具		6月

種目	性能	障がい及び程度	基準額（円）	耐用年数
排泄管理支援用具	収尿器 排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じている者が、排尿される尿を漏れないよう、身体に固定したビニール袋にためておくもの	脊髄損傷等による高度の排尿機能障害（特に失禁がある場合）のため収尿器を必要とする3歳以上の身体障がい児及び身体障がい者	男子用 普通型 7,931	1年
			男子用 簡易型 5,871	
			女子用 普通型 8,755	
			女子用 簡易型 (20枚) 6,077	
住宅改修費	居室生活動作補助用具 障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他ア～オまでの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）であって、障害等級が3級以上である学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上に限る。）又はこれと同程度の障がいである学齢以上の難病患者等	200,000	—
点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—	—

※ 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※ 「情報・通信支援用具」には、視覚障害者用アプリケーションソフト、インテリキー、ジョイスティック等を含み、耐用年数については、申請のあった給付品目の内容について調査を行ったうえ、個別に判断するものとする。

※ 上表中「継続定額制のソフト」とは、大型アップグレードの対応、セキュリティ強化への対応、プログラムの機能追加など、随時改良作業が自動更新で行われ、ユーザーは常に最新のソフトをダウンロードして使用するなどのものを言う。当該ソフトの利用期間（ライセンス期間）は、耐用年数に準ずるものとして表中に定める。利用期間（ライセンス期間）終了時には、申請に基づき同等のソフトを再給付するものとする。

※ 「埋込型用人工鼻」及び「ストーマ装具」（洗腸装具を除く）については、基準額は1月分の給付限度額とし、その給付に当たっては、1月分を1単位とし、給付券1枚により2単位まで給付できるものとする（一括給付する場合は、給付券は3枚まで給付できるものとする）。この場合において、各月の15日までになされた申請に係る給付等については、当該申請があった日の属する月から給付等をするものとする。

※ 給付の対象となる点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除くものとする。

※ 点字図書の給付は、給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）。

※ 点字図書の自己負担額は、一般図書の購入価格に相当する額とする。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

〈窓口〉子ども福祉課

小児慢性特定疾病児童等が日常生活に必要とする便器や介護ベッド等の日常生活用具を給付します。なお、世帯の所得税額等に応じた費用負担があります。品目により対象者の身体状況が定められているため、購入する前に窓口へお問い合わせください。

◆対象者

小児慢性特定疾病児童等であり、以下の全てに該当する方

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- (2) 児童福祉法の他の施策、障害者総合支援法の施策の対象にならない方

◆対象品目

便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、クールバスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯

◆申請に必要なもの

小児慢性特定疾病医療受給者証、診断書（状況に応じて必要となります）等、見積書（業者から取り寄せたもの）

訪問入浴サービス

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

身体障害者手帳を交付されており、家庭において入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対して定期的に巡回入浴サービスを行っています。なお、介護保険の認定を受けた方は、介護保険制度での利用が優先されます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆内容

- (1) 入浴、洗髪、整髪及び清拭
- (2) 血圧、脈拍及び体温の測定並びに健康状態の確認
- (3) 健康相談及び助言指導その他の健康管理のために必要な指導

訪問理美容サービス

〈窓口〉障害福祉課 地域包括ケア課 子ども福祉課

重度の障がいのある方等、自分で理容所、美容所に出向くことが困難な方の自宅に年度4回を限度として理容師・美容師を派遣します（出張料を助成）。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 以下のいずれかに該当し、理容所や美容所に行くことが困難な方

- (1) 身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹の障がいに限る）を交付された方
- (2) 療育手帳④・Aを交付された方
- (3) 65歳以上の要介護3・4・5の認定を受けた在宅の方

日中一時支援事業

〈窓口〉障害福祉課（18歳以上） 子ども福祉課（18歳未満）

障がい者（児）の介護者が、疾病や冠婚葬祭等の理由で家庭における介護が困難となった場合に、市に登録された事業所において、月10回を限度として障がい者（児）の日中における一時預かりによる見守り、日常生活訓練等を行う事業です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された方
- (2) 知的障害者更生相談所、児童相談所において知的障がいと判定された方
- (3) 医師により発達に障がいがあると診断された方

障害児（者）生活サポート

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

在宅で障がいのある方の地域生活を支援するため、障がいのある方及びその家族の必要に応じて、年度 150 時間を上限として市に登録された団体において、一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスを提供します。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された方
- (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと判定された方
- (3) 医師により精神疾患があると診断され、治療を受けている方等
- (4) 難病等の方

埼玉県在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院）

〈窓口〉 保健所 感染症保健対策課 TEL 973-7531

在宅で療養している難病患者の方の介護者が休養を取りたい時、疾病、冠婚葬祭等の理由で家庭における介護ができない際に、一時的に入院できる事業です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

以下の全てに該当する方

- (1) 県内在住の指定難病医療受給者証所持者
- (2) 人工呼吸器を装着している方（NPPV 等も含む）又は気管切開している方
- (3) 病状が安定し、事業の利用に主治医の同意が得られている方

埼玉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

〈窓口〉 埼玉県 疾病対策課 TEL 048-830-3562

在宅で人工呼吸器を装着し療養している指定難病及び特定疾患の患者の方が、訪問看護ステーション等から診療報酬で決められた回数を超える訪問看護を受ける場合、患者 1 人に対し 1 週間 5 回、契約期間内 260 回を限度に、超えた回数の訪問看護料を公費で負担する事業です。利用の際は「事業登録申請」等が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)及び(4)に該当する方

- (1) 県内（さいたま市を除く）に住所がある、難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条に規定する指定難病の患者
- (2) 県内に住所がある、特定疾患治療研究事業対象疾患患者
- (3) 指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方
- (4) 主治医が診療報酬で請求できる回数を超えた訪問看護を必要と認める方

在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

地域や家庭で、その人らしい生活が安心して送れるよう、住民同士の助けあいの精神のもとに、ほほえみスタッフが、1 時間 800 円（1 時間を越えたときは 30 分毎に 400 円）で居宅等の掃除・整理整頓、調理、衣類の洗濯、生活必需品の買い物、ゴミ出し等の家事援助サービスを提供します。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

市内在住の高齢の方や障がいのある方、ヤングケアラー、病気の方やけがをされた方、産前産後の方など

※ 介護保険の認定を受けた方でも利用できますが、身体介護は対象外です。

※ 活動内容やスタッフの状況により、ご希望に添えない場合があります。

福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

〈窓口〉成年後見センターこしがや

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1 階 TEL 966-2281

高齢や知的障がい、精神障がいなどの理由で福祉サービスの利用等を一人で判断することに不安のある方などが住みなれた地域で安心して生活が送れるように、定期的に自宅を訪問し、福祉サービス利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れ、事務手続のお手伝い、大切な書類等のお預かりなどの支援を行います。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

以下の全てに該当する方

(1) 1 人で判断するには不安のある方

※ 1 人で判断するには不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などであって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方（認知症の診断や障害者手帳の有無に関わりません）

(2) 本事業の契約内容について、判断し得る能力を有している方

※ 「契約締結能力判定ガイドライン」を使用し、ご本人の契約能力を確認します。

(3) 福祉サービスを既に利用されている方又は今後福祉サービスを利用する意思のある方

成年後見制度

〈窓口〉成年後見センターこしがや

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 1 階 TEL 966-2281 FAX 965-3855

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所によって選任された成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が、財産の管理や契約手続きなどを行い、財産や権利を守る制度です。

成年後見センターこしがやでは、成年後見制度の内容や利用方法などの相談をお受けしています。相談の内容によっては、他の事業などもご案内しています。相談料は無料です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

ふれあい収集

〈窓口〉リサイクルプラザ TEL 976-5375

ごみをご自身で集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。受付後、受付内容や排出場所等の確認のため自宅へお伺いします。詳しくは窓口へお問い合わせください。

メール 110 番・ファックス 110 番

埼玉県警察では、耳の聞こえない方や言葉が話せない方等、音声による 110 番通報が困難な方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール 110 番」、「ファックス 110 番」を開設しています。

◆通報方法

「メール 110 番」 通報用アドレス (URL) <http://saitama110.jp/>

「ファックス 110 番」 0120-264-110

※ 通常の 110 番通報が可能な方は、音声による通報をお願いします。

◆ホームページ

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>



ファックス 119

〈窓口〉 消防局指令課 TEL 974-0101

聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方が、必要事項を記入した専用のファックス送信票をファックスにセットし、「119」番を押すことで緊急通報を行うことができます。ファックスを受信した消防指令センターは通報者にファックスを返信するとともに、速やかに消防車や救急車を出動させます。

ファックス送信票は、消防局指令課、障害福祉課又は障害者福祉センターこばと館で配布しています。また、以下のホームページからダウンロードもできます。

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/syobohonbu/iza/119ban/kfd-sirei-1193.html



NET119

〈窓口〉 消防局指令課 TEL 974-0101

聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話を使って緊急通報できるサービスです。また、市内で発生した火災情報をメールで配信する消防指令メールの案内も行っています。

利用するには電子申請又は登録申請書による事前登録が必要です。登録申請書は、消防局指令課、障害福祉課又は障害者福祉センターこばと館で配布しています。また、以下のホームページからダウンロードもできます。

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/syobohonbu/iza/119ban/kfdsirei1194.html



電話リレーサービス

電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、聴覚障がいのある方と健聴者を電話で即時双方向につなぐサービスです。

利用にあたっては事前に登録が必要です。専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン、タブレット端末からインターネット又は郵送でお申し込みください。

◆ホームページ

<https://nftrs.or.jp/>



市役所内 手話通訳タブレットの貸出し

〈窓口〉庁舎管理課 TEL 963-9134

聴覚に障がいのある方を対象に、手話に対応した遠隔通訳サービスが利用できるタブレット端末を2台設置しています。手話での案内を希望される方はどなたでもご利用できます。

◆設置場所

エントランス棟1階 総合受付、本庁舎1階 受付

越谷市避難行動要支援者支援制度

〈窓口〉危機管理室 障害福祉課 地域包括ケア課 介護保険課 子ども福祉課 感染症保健対策課
各地区センター 各老人福祉センター

登録申請のあった「避難行動要支援者」の名簿及び個別避難計画を作成し、事前に市と避難支援者（制度に賛同した自治会や自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員など）が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって避難行動要支援者の避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行う制度です。支援を受けるには、登録申請が必要となります。

「越谷市避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。なお、代理の方による記載も可能です。

申請書は各申請先の窓口で配布しているほか、以下のホームページからもダウンロードできます（各地区センターと各老人福祉センターでは、申請書の預かり業務のみを行います。申請に関する質問等は受けられませんのでご注意ください）。

※ 本制度の登録には、支援に必要な個人情報自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難行動要支援者に関係する福祉専門職が属する機関及び越谷市に提供することについての同意が必要となります。

◆対象者

- (1) 要介護認定区分3・4・5と認定された方
- (2) 身体障害者手帳1・2級を交付された方
- (3) 療育手帳④・Aを交付された方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方
- (5) 難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者
- (6) 小児慢性特定疾病児童のうち人工呼吸器装着者
- (7) その他市長が支援の必要性を認める方

※ 長期の入所・入院等をしている方は対象外

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/oshirase/saigaiziyuengosya.html



緊急時等の情報取得

〈窓口〉 広報シティプロモーション課 TEL 963-9117

越谷市公式ホームページ	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/	
X (旧 twitter) での情報 配信 @citykoshigaya	https://twitter.com/citykoshigaya 大規模災害時などにおける緊急情報のほか、行政情報などを配信します。	
LINE (ライン) での情報 配信 citykoshigaya	大規模災害時などにおける緊急情報のほか、行政情報などを配信します。	
越谷 City メール配信サービス	防災行政無線の放送内容や行政情報などを、携帯電話やスマートフォン、パソコンへメール配信します。	
エリアメール、 緊急速報メールの配信	越谷市では、株式会社 NTT ドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社および楽天モバイル株式会社の「緊急速報メール」を利用し、市内の携帯電話に向け、避難指示などの情報を一斉配信します。	—

〈窓口〉 危機管理室 TEL 963-9285

スマートフォンアプリ 「防災こしがや」	防災行政無線の放送内容を文字と音声で受信できるだけでなく、ハザードマップや避難所案内の検索、安否登録などが利用できます。	 iOS 版  Android 版
防災行政無線	越谷市では、防災行政無線の屋外スピーカーを 140 か所に設置しており、災害時は避難情報など越谷市からの重要な情報をお知らせします。なお、防災行政無線から放送された内容は、さまざまな媒体で確認することができます。	—
電話自動応答サービス	防災行政無線の放送内容を電話 (048-962-5333) で確認できます。※ 通話料がかかります。	—
ラジオ	AM NHK 第 1 (594kHz) こしがやエフエム (86.8MHz)	—

障がい者災害時支援バンダナ

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

支援が必要であることが理解されにくい障がい状況にある方々が、災害時等に着用することにより、避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくする目印として、『障がい者災害時支援バンダナ』を希望する方に配布しています。

◆対象者 以下のいずれかに該当する障がいのある方

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級
 - (2) 療育手帳㊤・A
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ※ 配布は 1 人 1 枚までとなります



視覚障がいのある方が、メッセージの箇所やバンダナの裏表がわかるように、「目が不自由です」と表示されている隅にはタグが付いています。



救急医療情報キットの配布

〈窓口〉 福祉総務課 TEL 963-9320 障害福祉課

迅速で適正な救急救命活動につなげることを目的として、「かかりつけの医療機関」や「緊急連絡先」などの情報を、緊急時に備えて冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を希望者に無料で配布しています。

◆対象者

市内に住所があり、以下のいずれかに該当する方

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの方又は高齢の方のみの世帯
- (2) ひとり暮らしの障がいのある方又は障がいのある方のみの世帯
- (3) 日中独居者、在宅要介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱える方

※ 同一世帯に複数名が利用する場合でも、配布は 1 世帯 1 セットまでとなります。

第8章 外出の支援

移動支援事業

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

屋外での移動に困難がある障がい者、障がい児、難病患者等の方に対し、外出のための支援を行います。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 以下のいずれかに該当し、屋外での移動が困難である方

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された方
- (2) 知的障害者更生相談所、児童相談所において知的障がいと判定された方
- (3) 医師により発達に障がいがあると診断された方
- (4) 障害者総合支援法の対象となる疾病（難病等）の診断を受けている方

◆サービス内容

1 日の範囲内で社会生活上必要不可欠な移動（買い物、各種手続きのための外出等）又は余暇活動等の社会参加に必要な移動（スポーツ・文化活動への参加等）の際の付き添いを行います。移動の方法は、原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車）等を利用します。

ただし、通学・通所・通勤（営業活動等の経済活動）に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の他、社会通念上適当であると認められない外出については、移動支援の利用対象外となります。

なお、サービス費用の原則 10%又は 5%（定率負担）の負担となります（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は 0%）。

全身性・知的障害者介護人派遣事業

〈窓口〉 障害福祉課

脳性麻痺、筋疾患等による肢体不自由者で四肢体幹等全身にわたり重度の障がいのある方や重度の知的障がいのある方に対し、月 96 時間を限度として外出援助等のための介護人を派遣します。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

- (1) 市内に居住する 18 歳以上の全身性障がい者で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項の規定による特別障害者又は脳性麻痺により身体障害者手帳を交付されており、その障がいの程度が 1 級の方
- (2) 市内に居住する 18 歳以上の知的障がい者で、療育手帳の程度が㊤・A の方、若しくは知的障害者更生相談所又は児童相談所において重度の知的障がいと判定された方

ガイドヘルパー派遣事業

〈窓口〉 障害福祉課（利用登録申請） 越谷市社会福祉協議会 生活支援課（派遣依頼先）

介護者がいないため、公的機関や医療機関などへ外出が困難な市内に居住する身体障がいのある方に対し、事前に登録されたガイドヘルパーを無料で派遣します（ただし、ガイドヘルパーの交通費等の実費負担あり）。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- (1) 身体障害者手帳における視覚障害 1・2 級の方、又は下肢・体幹 1・2 級の方で車椅子利用者
- (2) 重度の障がいのため単独行動に極めて支障があり、その世帯等に適当な介護者が得られない方
- (3) 低所得世帯に属する方 ※ 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯の方

福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成

〈窓口〉障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

重度心身障がいのある方に対し、福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費の一部を助成することにより、外出を容易にし、経済的負担の軽減及び障がい者福祉の増進を図ることを目的として「福祉タクシー利用券」又は「自動車燃料費助成券」のいずれかを交付しています（券の残枚数によって、年度内の区分変更が可能です）。

◆対象者 市内に住所があり、以下のいずれかに該当する障がいのある方

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級又は下肢・体幹・移動機能障害 3 級
- (2) 療育手帳④・A・B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

※ 障害児入所施設、障害者支援施設（生活介護を受けている場合）、特別養護老人ホーム等に入所中の方は、対象外です。

◆交付要件

交付前年度の本人の市町村民税が非課税の方

◆申請に必要なもの

- (1) 障害者手帳
- (2) 非課税証明書（前年度の市町村民税を越谷市以外で決定している場合）
- (3) 自動車検査証等の写し（自動車燃料費助成券をご希望の方のみ）

※ 障がいのある方本人又は介護者が所有する「自家用」の自動車若しくは原動機付自転車が対象です（「事業用」の自動車等は、助成対象外です）。

福祉タクシー利用料金の助成

- (1) 助成額 福祉タクシー利用券 1 枚につきタクシー（普通車）の初乗運賃相当額
1 回の乗車につき 1 枚（乗車料金が初乗運賃相当額の 2 倍以上の額になる場合は 2 枚まで）使用できます。
- (2) 助成枚数 年度 48 枚（1 月当たり 4 枚換算）
- (3) 使用方法 料金を支払う際に、利用券を提示し、利用料金と助成額との差額を支払ってください。埼玉県又は越谷市と協定を締結している事業者に対してのみ有効です。障がい者割引（1 割引）と併用できます。割引対象となる障がい種別はタクシー事業者により異なります。釣り銭は出ません。

自動車燃料費の助成

- (1) 助成額 自動車燃料費助成券 1 枚当たり 1,000 円
1 回の給油につき 2 枚まで使用できます。1 回の給油につき助成相当額を超えた場合は、超えた額を事業者を支払ってください。ただし、助成券の金額以内でも釣り銭は出ません。
- (2) 助成枚数 年度 12 枚（1 月当たり 1 枚換算）
- (3) 使用方法 助成券を使用する時は、その旨を申し出てから使用してください。市内指定の助成券取扱給油所（市 HP に掲載）に限り使用できます。

埼玉県運転免許センター

〈窓口〉運転免許試験課安全運転相談室

〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 TEL 048-543-2001（音声ガイダンス：4 番） FAX 048-543-7727

心身に障がいのある方が自動車の運転免許を取得しようとするときに、運転適性などの検査や相談を行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

自動車運転免許取得費の支給

〈窓口〉障害福祉課

身体、知的、精神に障がいのある方が、自動車の運転免許の取得により社会参加及び自立が見込まれる場合に、取得に要する費用の支給を行っています（運転免許は第一種普通免許に限る）。

※ 教習を受ける前に申請が必要ですので、必ず事前にお問い合わせください。

※ 障害福祉課への申請前に運転免許センターで運転適正相談を受けてください。

◆対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された方

◆支給額

運転免許取得費用の 3 分の 2（限度額 120,000 円）

自動車改造費の支給

〈窓口〉障害福祉課

身体に障がいのある方が、自らが所有し運転する自動車の改造を行う場合、その改造に要する費用の支給を行っています。既に自動車改造費の支給を受けた車から、新しく買い替える際にも対象となる場合があります。なお、支給を受けた日から 6 年間は支給を受けることができません。

※ 改造前に申請が必要です。改造の内容にも制限がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

◆対象者 以下の全てに該当する方

- (1) 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能障害 1～3 級）を交付された方
- (2) 都道府県公安委員会により運転することができる自動車の種類が限定又は必要な条件を付されている方
- (3) 特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する在宅の方

※ 所得制限限度額は、身体障害者手帳を交付された本人、配偶者、扶養義務者の状況により異なります。

◆補助額

改造費用のうち 100,000 円まで

◆改造内容

操向装置、駆動装置等（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）の改造

福祉車両の貸出し

〈窓口〉越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 越谷市中央市民会館 2 階 TEL 966-2251 FAX 965-3855

市内在住の車いすを利用する方やその付添者が、病院や公共機関、レクリエーションに参加する際に、無料で貸出しをしています（ただし、ガソリン代、有料道路代、駐車場料金等は自己負担あり）。詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 自動車の貸出しのみです。運転者は利用する方が手配してください。予約制ですので申請の前にお電話等で車両の予約状況を確認してください。予約の受付は利用希望日の 1 か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

◆貸出し車両

軽自動車ワゴン（スロープ付：定員 4 人）

◆利用回数及び時間

1 か月に 5 日間まで（連続での利用も可）、9 時から 17 時までの間

※ 土曜～日曜日や祝日の利用も可能ですが、貸出しと返却の手続きは月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前 9 時～午後 5 時に行います。

歩行困難な方への駐車許可証（駐車禁止規制除外標章）の交付

〈窓口〉越谷警察署 交通課 〒343-0023 越谷市東越谷 7-11-6 TEL 964-0110

「駐車禁止規制除外標章」を掲示している場合は、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、駐停車禁止場所の駐車、法定駐車禁止場所の駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わり駐車、長時間駐車はできません。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者 以下のいずれかの障がい程度を有し、歩行困難である方

- (1) 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳（下表のとおり）
- (2) 療育手帳④・A
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の該当者一覧

障がい区分		手帳の種類	
		身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
視覚障害		1～3 級、4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2・3 級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1 級・2 級の 1・2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1～4 級 ※ 5・6 級で歩行困難な方についてはお問い合わせください。	
体幹不自由		1～3 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1～4 級	—
障がい区分		手帳の種類	
		身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
心臓機能障害		1・3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級	—
肝臓機能障害		特別項症から第三項症までの各項目

※ 2 箇所以上の機能障がいがある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が 4 級と記載されている方

※ 一覧に該当しないが、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳を交付されており、医師が歩行能力について 1 キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている方

歩行訓練

〈窓口〉 公益社団法人 埼玉県視覚障害者福祉協会

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田 4-6-32 TEL 048-522-2222 FAX 048-522-2292

安全に単独で歩行できるようにするため、歩行訓練士による訓練を無料で行っています（ただし、交通費等は実費負担あり）。初めて白杖を持つ方、通勤経路等を覚えたい方等が利用できます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

県内在住の視覚障がいのある方

◆訓練地

訓練希望者の希望する県内の場所（ただし、県外の場合でも出発地は埼玉県内とする）

◆訓練回数

1 回の訓練時間は 90 分で 5 回まで

※ 訓練士の判断で 1 回の訓練時間を 30 分単位で延長する場合があります（上限は 450 分）。

身体障害者補助犬

〈窓口〉 障害福祉課

身体に障がいのある方の行動範囲を広げ、社会復帰、自立に役立てるため、埼玉県身体障害者補助犬給付要綱に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬の給付申請の受付を行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

身体障害者手帳を交付された方で、県内に 1 年以上居住する 18 歳以上の方

- (1) 盲導犬：視覚障がい 1 級
- (2) 介助犬：肢体不自由 1・2 級
- (3) 聴導犬：聴覚障がい 2 級



バリアフリーマップ

〈窓口〉 障害福祉課

障がいのある方や高齢の方、乳幼児をお連れの方等、様々な方が安心して外出し、行動範囲を拡大できるよう、市内の公共施設等のバリアフリー情報（段差、エレベーター、多機能トイレ、おむつ台等）を取りまとめた冊子です。また、以下のホームページでは電子版をご覧ください。

◆配布場所

障害福祉課窓口、地区センター・交流館等の公共施設窓口

◆ホームページ

<https://www2.wagmap.jp/koshigayacity/Portal>



障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、一例として以下のようなものがあります。皆さまの思いやりのある行動をお願いします。

障がい者に関するマークについての情報は以下のホームページに公開されています。



◆ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

名称	概要等	連絡先
【障がい者のための国際シンボルマーク】 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※ このマークは、「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子の障がい者に限定し、使用されるものではありません。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/  TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
【身体障害者標識】 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)
【聴覚障害者標識】 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp/  TEL 03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障がい者は見た目にはその障害が分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 https://www.zennancho.or.jp  TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

名称	概要等	連絡先
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合には、ご理解、ご協力をお願いします。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
【オストメイト用設備/オストメイト】 	このマークは、オストメイトのための設備があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/  TEL 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294
【ハート・プラスマーク】 	「身体内部に障がいがある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいのある方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/  TEL 080-4824-9928
【手話マーク】 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語における対応ができるところで提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等で掲示されている場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 https://www.jfd.or.jp  TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

ヘルプマーク・ヘルプカード

〈窓口〉 障害福祉課

【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいがある方や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。
【ヘルプカード】 	事前に自分の情報（住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医、服薬状況、障がいの状況等）を記入して携帯することで、日常生活や緊急時・災害時などに、必要な支援や配慮等の情報を伝えやすくするためのカードです。

◆対象者

障がいや疾病のある方、妊娠中の方や高齢の方など、周囲の援助や配慮を必要とする方

※ 家族やヘルパー等、代理の方への配布も行っています。

◆配布場所

障害福祉課窓口（ヘルプカードは以下のホームページからダウンロードできます）

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/syogaisien/download/koshigaya_helpcard_youshiki.html



埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

〈窓口〉 埼玉県福祉部福祉政策課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048-830-3223
越谷市福祉総務課 TEL 963-9320

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に、利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆申請

必要書類を以下の各窓口へ持参又は埼玉県福祉政策課へ郵送若しくは電子申請してください。

対象	窓口
障がい者（18歳以上）、けがをされている方、常時車いすが必要な方など	障害福祉課
障がい児（18歳未満）	子ども福祉課
高齢者（要介護1以上の方）	介護保険課
妊産婦	こども家庭センター
難病患者	感染症保健対策課（保健所）

第9章 社会参加の促進

手話通訳者・要約筆記者の派遣

〈窓口〉越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所 TEL・FAX 966-4593

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 中央市民会館 1 階 障害者福祉センターこばと館内

e-mail syuwa@koshigaya-syakyo.com

聴覚に障がいのある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続きや相談等、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣時間は午前 8 時から午後 9 時までです。原則として派遣を希望する日の 3 日前（休所日を除く）までに申請が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆対象者

市内在住の聴覚障がいのある方等

◆受付時間

火曜～土曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

盲ろう者向け通訳・介護員派遣事業

〈窓口〉特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会 事務局

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1 障害者交流センター内

TEL 048-823-7080 FAX 048-833-4004

重度盲ろう者のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

◆対象者

視覚・聴覚の両方の障がいがあり、身体障害者手帳 2 級以上の方

◆受付時間

火曜～金曜日（年末年始及び 8 月 13 日～16 日を除く）午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

障害者福祉センターこばと館

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1 中央市民会館 1 階 TEL 966-6633 FAX 966-4515

障がいのある方に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障がいのある方の自立と福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

◆休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 月曜日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

※ 月曜日が(1)に当たる場合は、その翌日も休所となります。

◆開館時間

午前 9 時～午後 5 時（貸室の利用については午後 9 時 30 分まで）

◆主な事業内容

- (1) 在宅障がい者へのデイサービス（機能訓練・社会適応訓練・各種講習会など）
- (2) 障がい者関係福祉団体への部屋の貸出し
- (3) 障がい者福祉ボランティアの育成（手話通訳者・要約筆記者養成講習会など）

録音図書等の貸出サービス等

〈窓口〉越谷市立図書館 〒343-0023 越谷市東越谷 4-9-1 TEL 965-2655

北部図書室 〒343-0033 越谷市恩間 181-1 TEL 978-5311

南部図書室 〒343-0845 越谷市南越谷 1-2876-1 TEL 990-0305

市民活動支援センター中央図書室 〒343-0816 越谷市弥生町 16-1 TEL 969-1800

本を音訳したデージー録音図書（CD）について、活字による読書が困難な方に図書館の窓口等で貸出しを行っています（視覚に障がいのある方には郵送で貸出しを行います。返却も含め、送料はかかりません）。デージー録音図書（CD）は専用再生機（プレクストーク）やパソコン等で聴くことができます。所蔵一覧は以下のホームページに掲載しており、インターネット予約も行っています。また、読書活動を支援するサービスとして、点字図書、字が大きく読みやすい大活字本・拡大写本の貸出しや、読みたい本が大きな字で読める拡大読書器、ご希望の本を朗読する対面朗読のサービスもありますので、ご利用ください。



◆ホームページ

<https://lib.city.koshigaya.saitama.jp/viewer/info.html?idSubTop=0&id=64>

資料の配送サービス

〈窓口〉越谷市立図書館 TEL 965-2655

図書館の通常の利用が困難な方（身体障害者手帳や療育手帳を交付された方など）に、お近くの地区センター・公民館、移動図書館駐車場又はご自宅に図書等を配送します。

移動図書館

〈窓口〉越谷市立図書館 TEL 965-2655

越谷市立図書館では、移動図書館車を運行しています。2台の移動図書館「しらこぼと号」は、図書館（室）から離れた地域を中心に、市内の小学校や公園などを巡回しています。巡回日程表は図書館（室）の窓口や以下のホームページにありますので、ご確認の上ご利用ください。

◆ホームページ

<https://lib-opac.city.koshigaya.saitama.jp/opw/OPW/OPWBMCALEN.CSP?DB=LIB&MODE=1>



レファレンスサービス

〈窓口〉越谷市立図書館 TEL 965-2655 FAX 962-3054

北部図書室 TEL 978-5311 FAX 978-5880

南部図書室 TEL 990-0305 FAX 990-0308

市民活動支援センター中央図書室 TEL 969-1800 FAX 969-1801

レファレンスサービスとは、図書館の資料などを使って、調べたいことがらを解決するお手伝いをすることです。資料の紹介や提供のほか、即座にお答えできるような軽易な事項の情報提供も行います。図書館（室）の窓口で直接お尋ねになるほか、電話・FAX・文書でも受け付けています。なお、医療・法律・身上相談などには対応できません。

電子図書館

〈窓口〉 越谷市立図書館 TEL 965-2655

図書館に来館しなくてもお手持ちのパソコンやスマートフォンで読書を楽しめるサービスです。読み上げ機能や文字の拡大機能等のあるコンテンツがあります。市内在住・在学・在勤で、図書館の利用券をお持ちの方が、図書館ホームページからパスワードを設定することで利用できるようになります（図書館の「利用者のページ」のパスワードと共通です）。なお、通信料は利用者負担となりますのでご注意ください。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆ホームページ

<https://web.d-library.jp/koshigaya/g0101/top/>



埼玉点字図書館

〈窓口〉 社会福祉法人 埼玉県視覚障害者福祉センター

〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-465 TEL 048-652-4824 FAX 048-652-9795

埼玉点字図書館では、県内在住の視覚に障がいのある方で、身体障害者手帳を交付された方などに点字図書や録音図書（デージーCD 図書）の貸出しを郵送などで行っています。

「こしがや市議会だより」・「広報こしがや」音声版・点字版

〈窓口〉 「こしがや市議会だより」・・・議会事務局議事課 TEL 963-9261

「広報こしがや」・・・・・・広報シティプロモーション課 TEL 963-9117

視覚に障がいのある方などで、希望される方に対して「こしがや市議会だより」、「広報こしがや」の音声版対応（音声読上げ用ホームページコンテンツの公開又はCD版の配布）、点字版の配布等を行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）

〈窓口〉 お近くの郵便局

日本郵便株式会社では、毎年4月～5月頃、重度の身体障がい（1・2級）又は重度の知的障がい（療育手帳④・A）のある方に青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

電話お願い手帳

〈窓口〉 NTT 各営業所 TEL 116

NTTでは、聴覚障がい、音声・言語機能障がいのある方に対して、電話お願い手帳を無料で配布しています。また、本手帳の機能を携帯端末等で利用できる「電話お願い手帳WEB版/アプリ版」を提供しています。冊子版は「ふれあい速達便」とあわせて、Web上でダウンロードして使用することもできます。詳しくは、NTT東日本ホームページをご覧ください。

◆ホームページ

https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20161221_02.html



郵便等による不在者投票制度

〈窓口〉越谷市選挙管理委員会 TEL 963-9276

身体に重度の障がい等があり、以下に該当する方は、事前に越谷市選挙管理委員会で所定の手続きを行うことにより、郵便等による不在者投票ができます。

◆対象者

(1) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を交付された方で、以下に該当する方

障がい区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
両下肢、体幹	1・2級	特別項症～第2項症
移動機能	1・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸又は小腸	1・3級	特別項症～第3項症
免疫	1～3級	—
肝臓	1～3級	特別項症～第3項症

(2) 障がいの程度が上記の等級に相当することについて、越谷市長等から書面により証明を受けた方

(3) 要介護者の方で、介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が「要介護5」である方

郵便等による不在者投票における代理記載制度

〈窓口〉越谷市選挙管理委員会

郵便等による不在者投票をすることができる方で、次の「対象者」に該当する方は、事前に越谷市選挙管理委員会に代理記載人として届け出た方（選挙権を有する方に限る）に、投票に関する記載をさせることができます。

【対象者】

(1) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を交付された方で、以下に該当する方。

障がい区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

(2) 障がいの程度が上記の等級に相当することについて、越谷市長等から書面により証明を受けた方。

投票所における代理投票

けがや心身の障がい等により、投票用紙に自ら字を書くことが困難な場合、本人の意思に基づき、投票所の係員が代筆することが可能ですので、その旨をお伝えください。

投票所における点字投票

目の不自由な方で、点字での投票を希望される方は、点字器を用意してありますので、投票所の係員にその旨をお伝えください。

投票支援カード

投票所（期日前投票所）で、代理投票や他の支援が必要な方が、対応してほしい内容を事前に記入して受付に提示することで、投票所の係員から必要な支援をスムーズに受けることができます。

投票所（当日・期日前）で配布しているほか、以下のホームページからダウンロードもできます。

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/senkyo/oshirase/touhyoushienca rd.html



第 10 章 税の控除・減免

所得税の障害者控除

本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がいのある方の場合、その障がいのある方 1 人につき所得金額から以下の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人又はその配偶者若しくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	(1) 身体障害者手帳 1・2 級 (2) 療育手帳④・A	40 万円	越谷税務署 〒343-8601 越谷市赤山町 5-7-47 TEL 965-8111
同居特別障害者の場合	(3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 (4) 精神又は身体に障がいのある 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けた方など	75 万円	
特別障害者以外の場合	(1) 身体障害者手帳 3～6 級 (2) 療育手帳 B・C (3) 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 (4) 精神又は身体に障がいのある 65 歳以上の方で、その障がいの程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けた方など	27 万円	障害者手帳又は認定書を持参し、越谷税務署へ確定申告するか、又は勤務先で年末調整を行ってください。

※ (4)の認定について、詳しくは介護保険課給付担当（TEL 963-9169）へお問い合わせください。

市民税・県民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がいのある方の場合、その障がいのある方 1 人につき所得金額から以下の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人又はその配偶者若しくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	所得税に同じ	30 万円	市民税課 TEL 963-9144
同居特別障害者の場合		53 万円	
特別障害者以外の場合	所得税に同じ	26 万円	障害者手帳又は認定書を持参してください。

市民税・県民税・森林環境税の非課税制度

〈窓口〉市民税課 TEL 963-9144

本人が障がいのある方の場合、前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、市民税・県民税・森林環境税が課税されないこととなります。

個人事業税

〈窓口〉 越谷県税事務所 〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎 1 階 TEL 962-2298

両眼の視力が 0.06 以下の視覚障がいのある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、個人事業税が非課税となります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

相続税の障害者控除

障がいのある方が相続又は遺贈により財産を取得した時に、国内に住所がある法定相続人である場合、一定の額が控除になります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	(1) 身体障害者手帳 1・2 級 (2) 療育手帳①・A (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 (4) 精神又は身体に障がいのある 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けた方など	(85 歳－相続開始時の年齢) × 20 万円	越谷税務署 〒343-8601 越谷市赤山町 5-7-47 TEL 965-8111
特別障害者以外の場合	(1) 身体障害者手帳 3～6 級 (2) 療育手帳 B・C (3) 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 (4) 精神又は身体に障がいのある 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村等の認定を受けた方など	(85 歳－相続開始時の年齢) × 10 万円	

※ (4)の認定について、詳しくは介護保険課給付担当 (TEL 963-9169) へお問い合わせください。

特定障害者に対する贈与税の非課税

〈窓口〉 各信託銀行等

特定障害者の方の生活費などに充てるために、「特定障害者扶養信託契約」に基づく、信託受益権の贈与を受けた場合、特定障害者のうち特別障害者の方は 6,000 万円まで、特定障害者のうち特別障害者以外の方は 3,000 万円まで贈与税がかかりません。信託銀行を通じて「障害者非課税信託申告書」を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

自動車税（環境性能割・種別割）の減免

〈窓口〉自動車税事務所 春日部支所 〒344-0042 春日部市増戸 752-5 TEL 048-763-4111

越谷県税事務所 〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎 1 階 TEL 962-2231

以下の要件に該当する方や家族が所有又は取得する自動車については、自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができます。

※ その年の 4 月 1 日以降に取得した自動車は、自動車税事務所で申請してください。

※ 税制改正により名称等が変更する可能性があります。詳しくはホームページでご確認ください。

◆ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-6c.html>



◆減免の対象となる自動車 以下の要件全てに該当する場合

(1) 自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができる要件

- ① 県内に住民登録のある障がいのある方のために利用すること（1 人につき 1 台）。
- ② 県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。
- ③ 納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること。
- ④ 自動車検査証に「自家用」と表記されていること。
- ⑤ 自動車を障がいのある方の通院・通学・通所・生業のいずれかの目的で使用する。
- ⑥ 以下の「◆減免の対象となる障がいの区分及び級」に該当する障害の認定を受けていること。

(2) 障がいのある方本人との関係

運転者 納税義務者	本人	同一生計の家族等	常時介護者 (本人のために常時運転する方)
本人	○	○	△
同一生計の家族等	○	○	×
常時介護者	×	×	×

○→ 減免できます ×→ 減免できません

△→ 障がいのある方の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、減免できます。

◆減免の対象となる障がいの区分及び級

手帳の種類及び障がいの区分			減免の対象となる障がいの級
身体障害者手帳及び戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		1・3 級
	体幹		1～3・5 級
	聴覚		2・3 級
	視覚		1～3 級・4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）
	音声又は言語機能		3 級（こう頭が摘出された場合に限りです）
	平衡機能		3 級
	上肢		1・2 級
	下肢		1～6 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1・2 級
		移動	1～6 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能		1～3 級	
療育手帳			㊤・A
精神障害者保健福祉手帳			1 級で、かつ精神通院医療を受けている方

※ 障がい名が「半身不随」の場合や複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの級を確認します。

※ 障がいのある方が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳 1・2 級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳④・A の方又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります。

軽自動車税（種別割）の減免

〈窓口〉市民税課 TEL 963-9145

◆減免を受けることができる軽自動車等

障がいのある方が通院、通学、通勤又は生業のために使用している軽自動車等について、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

手帳の種類及び障がいの区分			減免の対象となる障がいの級	
身体障害者手帳	視覚		1～3 級・4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）	
	聴覚		2・3 級	
	平衡機能		3 級	
	音声機能又は言語機能		3 級（こう頭が摘出された場合に限りです）	
	上肢		1・2 級	
	下肢		1～6 級	
	体幹		1～3・5 級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1・2 級	
		移動	1～6 級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能		1・3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能		1～3 級		
療育手帳			㊦・A	
精神障害者保健福祉手帳			1 級で、かつ精神通院医療を受けている方	

※ 障がい名が「半身不随」の場合や複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの級を確認します。

※ 戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◆手続きに必要なもの

軽自動車の所有者（納税義務者）		軽自動車の運転者	必要な書類
ア	障がいのある方本人	本人	①②③④⑤⑧
		同一生計の方	①②③④⑤⑥⑧ ※ 同居している場合は⑥を省略できます。
イ	障がいのある方と同一生計の方	本人	
		同一生計の方	
ウ	障がいのある方のみで構成される世帯の障害のある方	障がいのある方を常時介護する方	①②③④⑤⑦⑧

① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

※ 必ず実物をお持ちください。

② 【精神障害者保健福祉手帳の場合のみ】自立支援医療受給者証（精神通院医療）（コピー可）

③ 運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

④ 車検証又は電子車検証（コピー可）

※ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」もお持ちください。

⑤ 軽自動車税（種別割）の納税通知書

⑥ 障がいのある方と同一生計であることが確認できる書類（コピー可）

⑦ 常時介護の誓約書（事前に市民税課にお問い合わせください）

⑧ マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

※ 詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください。

◆注意事項

- (1) 減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。
※ 減免申請期限後の申請は、受付できません。
- (2) 減免台数は障がいのある方1人につき1台です。自動車税（種別割）の減免を受けた場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。
- (3) 車検証又は電子車検証に事業用と記載されている車両若しくはリース車両は、減免を受けることはできません。
- (4) 郵送によるお手続きを希望される場合は申請用紙を送付しますので、申請期間内に市民税課軽自動車税担当へお問い合わせください。

利子所得等の非課税に関する制度

〈窓口〉各金融機関の担当窓口

預貯金や国債などの利子は、原則として所得税等が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税となっています。ただし、障がいのある方又は寡婦で一定の要件に該当する人の貯蓄の利子等については、非課税制度があります。

所得税及び市民税・県民税の医療費控除

〈窓口〉所得税 越谷税務署 TEL 965-8111
市民税・県民税 市民税課 TEL 963-9144

医師等による治療などに支払った医療費がある場合は、以下の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

その年（市民税・県民税の場合は前年）に支払った医療費の総額	－	保険金などで補てんされる金額	－	10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の額	=	医療費控除額（最高200万円）
-------------------------------	---	----------------	---	----------------------------	---	-----------------

※ 保険金などで補てんされる金額とは、社会保険等から支給を受ける療養費などの給付金のほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

医療費控除を受けるためには、確定申告書又は市民税・県民税申告書の提出の際に、医療費控除の明細書等を添付する必要があります。

※ 申告時に領収書やレシート等の提出は必要ありませんが、法定納期限等から5年間は提出又は提示を求める場合がありますので、捨てずに必ず自宅等にて保管してください。

医療費控除の対象となる医療費には、以下のものがあります。

- (1) 以下のうち、その症状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - ア 医師、歯科医師による診療代、治療代
 - イ 治療、療養のために必要な医薬品の購入費
 - ウ 病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価
 - エ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
 - オ 保健師、看護師などに支払った療養（在宅療養を含む）上の世話の対価
 - カ 助産師による分娩の介助料
 - キ 介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価・自己負担額で以下のようなもの
 - ・介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービスの対価として支払った額
 - ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ・一定の居宅サービス及び介護予防サービスの自己負担額
 - ク 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価

- (2) 以下の費用で、医師等による診療や治療などを受けるために直接必要なもの
- ア 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの
 - イ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
 - ウ 6か月以上寝たきりの状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
 - ※ 医師が発行した「おむつ使用証明書」又は介護保険課が発行した「おむつ使用証明」が必要となります。「おむつ使用証明書」の用紙は、介護保険課にもあります。
 - エ 人工肛門のストーマ（排泄孔）又は尿路変向（更）のストーマ用装具に係る費用
 - ※ 治療を行っている医師が発行した「ストーマ用装具使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、障害福祉課にもあります。

第 1 章 公共料金の割引

J R 運賃の割引

〈窓口〉 JR 各社

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第 1 種身体障がい者とその介護者（1 人のみ） 第 1 種知的障がい者とその介護者（1 人のみ） 第 1 種精神障がい者とその介護者（1 人のみ）	普通乗車券・定期乗車券 ・回数乗車券・普通急行券	5 割	全線
第 1 種及び 2 種身体障がい者（単独） 第 1 種及び 2 種知的障がい者（単独） 第 1 種及び 2 種精神障がい者（単独）	普通乗車券	5 割	片道 100km を 超える区間
定期券を使用する 12 歳未満の第 2 種障がい児 （身体・知的・精神）に付き添う介護者	定期乗車券	5 割	全線

※ 小児も割引になりますが、定期乗車券は、割引されません。

※ 運賃のかからない幼児の介護者についても、上記の割引が適用されます（第 1 種のみ）。

◆利用方法

乗車券を購入の際、駅の窓口で障害者手帳の提示による本人確認が必要です。

なお、大人で第 1 種の障害者手帳を交付された方が、介護者とともに乗車する場合には、片道 100 km までは自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（有人改札口をご利用ください）。

※ IC カードが利用できる場合もあります。詳しくは JR 各社へ直接お問い合わせください。

◆精神障害者保健福祉手帳についての注意事項

(1) 旅客運賃割引区分（「第 1 種」又は「第 2 種」）が記載されていない手帳では、旅客運賃の割引が受けられません。その場合、障害福祉課で手帳に割引区分を記載することができますので、有効期間内の手帳を窓口へお持ちください（ご本人以外の方でも手続きが可能です）。なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に発行する手帳については、旅客運賃割引区分があらかじめ記載されたものを発行します。

(2) 手帳に写真が貼付されていない場合は、旅客運賃の割引が受けられない可能性があります。写真が貼付されていない手帳を交付された方で、写真の貼付を希望する方は、障害福祉課で手帳を再交付する手続きが必要となりますので、手帳と写真 1 枚（タテ 4cm×ヨコ 3cm）を窓口へお持ちください。なお、再交付までは 2～3 週間程度かかります。

私鉄運賃の割引

〈窓口〉 各鉄道会社

介護者、取扱区間、割引率等の取扱いは原則として JR 各社と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは各鉄道会社へ直接お問い合わせください。

※ 乗車券を購入の際、駅の窓口で障害者手帳の提示による本人確認が必要です。

バス運賃の割引

〈窓口〉各バス会社

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者（注）	普通乗車券	5 割	路線バスの 乗車区間	手帳の提示による本人確認を受けた上で、料金を支払ってください。 乗車券を購入の際、窓口到手帳の提示による本人確認が必要です。
	定期乗車券	3 割		

（注）精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳に写真が貼付されている場合のみ割引になります。

※ 知的障がい者、第 1 種身体障がい者、精神障がい者及び 12 歳未満の身体障がい児の方は介護者も割引になります。

※ 6 歳未満の幼児は無料です（介護者は半額割引となります）。

※ 小児も割引になりますが、定期乗車券は割引になりません。

※ バス会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは各バス会社へ直接お問い合わせください。

タクシー運賃の割引

〈窓口〉各タクシー事業者

区分	割引率	取扱区間	利用方法
身体障がい者 知的障がい者	1 割	タクシーを利用する場合（国内のほとんどのタクシー事業者が実施しています）	料金を支払う際に、手帳の提示による本人確認が必要です。

※ 精神障がい者も割引になる場合があります。詳しくは各タクシー事業者へ直接お問い合わせください。

※ 福祉タクシー利用券（第 8 章「福祉タクシー利用料金の助成」参照）との併用ができます。

航空運賃の割引

〈窓口〉各航空会社

割引率は航空会社により異なりますので、各航空会社へ直接お問い合わせください。

区分	割引対象者
搭乗時の年齢が 12 歳以上で以下の手帳を交付された方 ・ 身体障害者手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	本人 本人と同一便に搭乗する介護者 1 名
搭乗時の年齢が 3 歳以上 12 歳未満（小児）で上記手帳を交付された方	本人と同一便に搭乗する介護者 1 名
座席を使用しない幼児（3 歳未満）	介護者の割引はなし

※ 取扱い区間は、定期航空路線の国内線全区間です。

※ 航空券の購入及び搭乗手続きの際などに、手帳の提示による本人確認が必要です。

有料道路通行料金の割引

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方は、以下の条件で料金が半額になります。

区分		割引条件
身体障害者手帳	第 1 種	障がい者本人・介護者運転
	第 2 種	障がい者本人運転のみ
療育手帳	㊦・A	介護者運転のみ

※ 登録できる自動車は所有者が本人又は親族等であり、車検証等に自家用と記載があるもの

※ 登録できる ETC カードは障がい者本人名義のもの（18 歳未満の場合は保護者名義でも可）

◆手続きに必要なもの

	障害者手帳	車検証等	運転免許証	ETC カード	セットアップ証明
ETC カードを利用する場合	○	○	○ (障害者手帳 2 種の方のみ)	○	○
ETC カードを利用しない場合		×		×	×

〈問合せ先〉 高速道路株式会社 有料道路 ETC 割引登録係

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

※ 車検証等：自動車検査証・自動車検査証記録事項・軽自動車届出済証のいずれか

◆利用方法

・料金所で障害者手帳を提示し、記載事項の確認後に料金を支払います。

・ETC を利用する場合は、ETC レーンをノンストップで通過します。

※ 有効期限到来前（2 か月前から申請可）に更新の手続きが必要です。

NHK 放送受信料の減免（衛星放送を含む）

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

	区分	要件	利用方法
全額免除	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	世帯全員が 市民税非課税 の場合	① 障害福祉課・子ども福祉課で、証明書の交付を受ける。 ② ①の証明書を以下〈問合せ先〉へ提出する（郵送可）。 ◆ 手続きに必要なもの：手帳、印鑑 ※ 市外から転入された場合は、世帯構成員全員の非課税証明書が必要です（全額免除のみ）。 〈問合せ先〉 NHK さいたま放送局 〒330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 TEL 048-833-2041 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 10 時～正午、午後 1 時～5 時
半額免除	・視覚・聴覚障がい者 ・重度の身体障がい者（1・2 級） ・重度の知的障がい者 ・重度の精神障がい者（1 級）	障がい者本人が世帯主で受信契約者の場合	

※ 半額免除の事由に該当する方については、マイナポータルとの連携を利用した WEB での受付も行っています。マイナポータルのサイトで、マイナンバーカードによる本人認証を行ったうえで、半額免除の適用に必要な情報（住民票関係情報、障がい者手帳情報）を NHK に提供することに同意いただく必要があります。

NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

〈窓口〉フリーダイヤル TEL 0120-104174（全国共通） FAX 0120-104134（全国共通）

日本電信電話株式会社が「ふれあい案内」として無料で番号案内のサービスを行っているものです。詳しくは窓口へお問い合わせください。

区分	障がい程度
身体障害者手帳	視覚 1～6 級、上肢 1・2 級、体幹 1・2 級、運動機能 1・2 級 聴覚 2～4・6 級、音声・言語・そしゃく機能 3・4 級
療育手帳	㊦・A・B・C
精神障害者保健福祉手帳	1～3 級
戦傷病者手帳	視覚 「特別項症～第 6 項症」 肢体不自由（上肢） 「特別項症～第 2 項症」 聴覚 「第 2 項症・第 4 項症」 音声・言語・そしゃく機能 「第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症」

携帯電話料金の割引

〈窓口〉携帯電話各社

障害者手帳を交付された方は、携帯電話各社の割引制度を利用することができます。割引内容は携帯電話各社により異なりますので、詳しくは携帯電話各社へ直接お問い合わせください。

郵便料金の減免

〈窓口〉お近くの郵便局

区分	内容	料金
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無料（3kg 以内）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料（3kg 以内）
定期刊行物の低料（第三種郵便物）	日本郵便株式会社の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による
心身障がい者用ゆうメール	図書館（日本郵便株式会社が定めて表示した条件を満たすものに限る）と身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書閲覧のために発受するものを運送する場合	心身障がい者用ゆうメール運賃料金表による
点字ゆうパック	大型の点字図書等を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による
聴覚障がい者用ゆうパック	日本郵便株式会社の指定を受けた施設と聴覚障がい者との間においてビデオテープ、その他の録画物（DVD など）の貸出し又は返却のために運送する場合	聴覚障がい者用ゆうパック運賃料金表による

越谷市の公の施設使用料等の減額

以下に該当する方は、越谷市の公共施設の使用料等が半額（10 円未満切捨て）になります。詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。なお、コピー機の使用料等、減額にならない料金もあります。

◆対象者

- (1) 障害者手帳を交付された方、障がいのある方の介護者 1 人
- (2) 障がい者団体（事前に登録が必要です。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。）

※ 団体構成員の過半数が障がいのある方又は障がいのある方を扶養する者で構成される団体が対象。

◆利用方法

施設の利用・申請時に、障害者手帳を提示してください。また、介護者の方は現に付き添って介護している旨を申し出てください。障がい者団体に登録されている場合は、団体登録証を提示してください。

◆対象施設（令和 7 年 4 月現在）

<集会施設・教育文化施設>

男女共同参画支援センター、越谷コミュニティセンター、市民活動支援センター、中央・北部市民会館、各地区センター・各公民館、各交流館、科学技術体験センター、大間野町旧中村家住宅、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、児童館コスモス

<スポーツ施設>

各市立体育館、北体育館（庭球場）、北越谷第五公園（野球場、洋弓場）、東越谷第二公園（庭球場）、越谷市民プール、市民球場、越谷総合公園（多目的運動場・庭球場）、越谷流通公園（サッカー場）、千間台第四公園（野球場）、大杉公園（野球場）、川柳公園（野球場・庭球場）、出羽公園（庭球場・相撲場）、しらこぼと運動公園（競技場・第 2 競技場・野球場・庭球場・ソフトボール場）、緑の森公園
越谷市弓道場、平方公園（野球場・庭球場）

<公園施設>

日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、越谷アリタキ植物園

<駐車場>

越谷駅東口駐車場（定期利用を除く）、中央市民会館、市立病院

※ 駐車券を受付にお持ちください。

<その他>

しらこぼと水上公園・県民健康福祉村は県営施設のため、埼玉県ホームページをご確認ください。

埼玉県の公の施設の使用料及び利用料金の減免

以下に該当する方が県の施設を利用する場合に、一部の利用料金等が減免になります。詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

◆対象者 以下のいずれかの交付を受けた方又は受給者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス、特定医療費（指定難病）、特定疾患医療、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、介護保険受給者（要介護又は要支援認定者）

※ 利用時や支払時に障害者手帳や受給者証等の提示が必要です。

※ 詳しくは以下のホームページをご覧ください。

◆ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/genmen.html>



第12章 就労

越谷市障害者就労支援センター

〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6 ビジネスサポートセンター1階 TEL 967-2422 FAX 967-2433

障がいのある方やその家族、障がいのある方を雇用する企業等に対して相談支援を行い、企業等での就労に向けて適切な訓練や支援が受けられるよう、また、継続して働き続けられるよう支援を行います。

※ 障害者就労支援センターは就職・求人の斡旋を行うのではなく、障がいのある方の就労を支援することを目的としていますので、公共職業安定所（ハローワーク）での登録は別に行っていただくことになります。

◆開所日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

◆対象者

- (1) 市内在住の障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）のある方や難病の方で就労支援を希望される方（障がいの種別・程度・年齢は問いません）
- (2) 障がいのある方を雇用している、又は雇用しようとしている企業等

東部障がい者就業・生活支援センターみらい

〒340-0011 草加市栄町 2-1-32 ストック草加式番館1階

TEL 048-935-6611(代) FAX 048-933-9632 e-mail sokamirai@crest.ocn.ne.jp

障がい（発達障がい等を含む）のある方や難病の方で就職したい方、就職している方の就労活動支援や職場定着支援を行っています。

◆開所日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

◆対象者

越谷市・草加市・春日部市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町在住の障がい（発達障害等を含む）のある方、難病の方（障がいの種別・程度・年齢は問いません）

◆利用に関する注意点

初回相談（来所）には予約が必要です。あらかじめ電話やメール等で連絡してください。

越谷公共職業安定所（ハローワーク越谷）

〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8610

仕事を探している障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）のある方や難病の方に対する職業相談や紹介、就職に必要な各種資格や職業訓練の相談等を行っています。

また、障がいのある方等を対象とした就職面接会の情報提供、関係機関と連携した就職や定着支援等を行っています。

国のセーフティネット機関として労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付の業務を行っています。

◆企業向け講座

主に企業で働く従業員の方を対象に、精神障がいや発達障がいについて正しく理解していただく機会として、事業所に出向き出前講座「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を行っています。人事担当の方などからご依頼ください。

◆開所日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

◆ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/list/koshigaya.html>



発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）

〒340-0034 草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3 階

TEL 048-929-7600 FAX 048-929-7576 （発達障害者就労支援センター「ジョブセンター草加」）

TEL 048-929-7575 FAX 048-929-7576 （就労移行支援事業「ウェルビー草加駅前センター」）

就労を希望する発達障がいのある方に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までを提供します。ジョブセンターには就労移行支援事業が併設され、一体的な就労支援を提供しています。

◆開設日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 10 時～午後 4 時

◆対象者

埼玉県に在住又は在勤（在学も含む）の一般就労を希望する発達障がいのある方、又はその疑いのある方

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

厚生労働省設置の施設であり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。障害のある方々の自立に必要な職業指導や職業訓練など、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

◆窓口

ハローワーク越谷 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8610

◆ホームページ

<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>



埼玉県立職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-499-11

TEL 048-651-3122 FAX 048-651-3114 e-mail m513122@pref.saitama.lg.jp

求職者や在職者の方が就職やスキルアップなどに必要な技能や知識を身につけるため、職業能力開発促進法に基づいて設置された公共職業能力開発施設です。

障がいのある方向けの障害者委託訓練（パソコンや清掃、事務などの作業実習）や施設内訓練（サービス実務科、職域開発科）により、各種職業の基礎的業務のできる人材の育成を行っています。

◆開所日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◆対象者

障がい（発達障がい等を含む）のある方（原則として障害者手帳をお持ちの方）

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1 TEL 042-341-1411 FAX 042-341-1451

障がいのある方々が、その能力に応じて技能と基礎知識を学び就職を目指す職業訓練施設です。

◆窓口

ハローワーク越谷 越谷市東越谷 1-5-6 TEL 969-8609(45#) FAX 969-8610

◆ホームページ

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>



埼玉障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260 e-mail saitama-ctr@jeed.go.jp

障がいのある方に対して、就職に関する相談、職場に定着するための援助、就職又は復職準備のための支援を行う機関です。このほか、事業主への支援、関係機関に対する助言や援助を行っています。

相談を希望される場合には、あらかじめ電話などで予約をお願いします。

◆開設日時

月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8 時 45 分～午後 5 時

◆対象者

障がい（高次脳機能障がい等を含む）のある方や難病の方

越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと

〒343-0011 越谷市増林 5830-4

TEL 965-6594 FAX 965-6597 （障害者就労訓練施設しらこぼと）

TEL 965-6541 FAX 960-5518 （指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」）

障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う施設です。

◆主な事業内容

- (1) 生活に関する相談 ※ サービスの利用に係る相談もお受けしています。
- (2) 就労訓練に関する事業（就労に向けたサポートや市内事業所職員向けセミナーなど）
- (3) 地域住民との交流に関する事業（市内事業所生産品等の販売をするしらこぼとマルシェなど）
- (4) 障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業 B 型及び就労定着支援事業）

◆休館日・休所日

- (1) 障害者就労訓練施設しらこぼと：祝日・年末年始
- (2) 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」：土・日曜日、祝日・年末年始

◆開所時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時

越谷市障がい者就労支援施設等 自主製品・作業カタログ

越谷市内の障害福祉サービス事業所等では、障がいのある方の自立した生活や社会参加を促進していくため、自主製品の販売や一般企業などのお客様から軽作業等を請け負っており、その自主製品や作業等について広く知っていただくことを目的に、本カタログを作成しています。それぞれの売上げは、経費を除いて作業に携わった障がいのある方々に工賃として還元されますので、ぜひご利用ください。

なお、本カタログは以下のホームページ又は二次元コードからダウンロード可能です。

※ 注文等に関しては各施設に直接お問い合わせください。

◆ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/syogaisien/oshirase/katarogu.html



第 13 章 教育

教育相談

〒343-0011 越谷市増林 3-4-1 TEL 962-9300 FAX 963-5025

子どもたちの健やかな成長を願って、市内在住で在学の4歳～中学3年生及びその保護者を対象とした、学校（園・所）生活上のさまざまな相談をお受けしています。お子さまのことで心配なことがありましたら、窓口へお問い合わせください。

保育所・保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園

保育所・保育園・認定こども園・地域型保育については保育入所課（TEL 963-9167 FAX 963-3987）へ、幼稚園については、直接各幼稚園へお問い合わせください。

特別支援学級等

〈窓口〉越谷市教育センター TEL 962-3894

小学校や中学校の特別支援学級では、障がいのある子どもたちの障がいの状態等に応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。特別支援学級や通級指導教室などの制度の違いがありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

学級	内容	設置校
知的障害 特別支援学級	知的発達の遅滞があるため、他人との意思疎通に軽度の困難さがあり、日常生活を営む上で一部援助を必要とする子どもを対象とした学級です。 子どもたちの個々の障がいに目を向け、その特性等に十分配慮して、日常生活の自立を促し、集団参加の能力を高められるよう、様々な体験活動を通じた指導を行っています。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・桜井小・大袋小・荻島小・出羽小・大相模小・増林小・東越谷小・大沢北小・大袋北小・蒲生南小・平方小・大間野小・宮本小・西方小・鷺後小・千間台小・桜井南小・城ノ上小・蒲生小 <中学校> 中央中・東中・西中・南中・北中・富士中・栄進中・平方中・新栄中・大相模中・千間台中
自閉症・情緒障害 特別支援学級	自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である子どもや、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である子どもたちを対象とした学級です。 各教科・領域の指導のほかに、個別指導や小集団での指導も取り入れながら、情緒の安定や円滑な対人関係を図ること、人とのやりとり、場に応じた適切な行動を身につけるための指導を行っています。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・新方小・桜井小・大袋小・荻島小・出羽小・大相模小・南越谷小・東越谷小・大沢北小・大袋北小・蒲生南小・北越谷小・大袋東小・平方小・弥栄小・大間野小・宮本小・西方小・鷺後小・明正小・千間台小・桜井南小・花田小・城ノ上小・蒲生小 <中学校> 中央中・東中・西中・南中・北中・北陽中・栄進中・平方中・武蔵野中・大袋中・新栄中・大相模中・千間台中

学級	内容	設置校
肢体不自由 特別支援学級	身体の障がいにより、日常生活において運動や動作に軽度の困難が見られる子どもを対象とした学級です。 子どもたちの個々の障がいに目を向け、その特性等に十分配慮して、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っています。	<小学校> 大沢北小 <中学校> 北中
難聴・言語障害 通級指導教室	通常の学級に在籍し、おおむね学習活動への参加が可能な子どもで、難聴や吃音、構音障害等の障がいがある児童に対し、それらの課題に応じた適切な指導を行う教育形態です。 各教科等の指導は主として在籍している学級で行いつつ、週に1～4時間程度、特別の指導を通級指導教室において行います。	<小学校> 大沢小・西方小・桜井南小・蒲生小
発達障害・情緒障害 通級指導教室	通常の学級に在籍し、おおむね学習活動への参加が可能な子どもで、自閉症や情緒障害、LD、ADHD等の障がいがある児童生徒に対し、それらの課題に応じた適切な指導を行う教育形態です。 各教科等の指導は主として在籍している学級で行いつつ、週に1～4時間程度、特別の指導を通級指導教室において行います。	<小学校> 越ヶ谷小・大沢小・大袋小・出羽小・南越谷小・蒲生南小・弥栄小・桜井南小・蒲生小 <中学校> 北中・富士中・光陽中
病弱・身体虚弱 特別支援学級 (院内学級)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な子どもに対して、学習の遅れが生じない様、必要な配慮を行いながら教育を行っています。入級には病状と医師の判断を伴います。入院ばかりではなく、通院の状況でも入級する場合があります。	<小学校> 東越谷小 <中学校> 東中 ※ 上記学校の特別支援学級分教室として、越谷市立病院内に院内学級を設置しています。

特別支援学校

〈窓口〉 埼玉県 教育局 県立学校部 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第2庁舎 10階 TEL 048-830-6888

※ 入学や転学に関する相談や手続きは越谷市教育センターが窓口となります。

特別支援学校では、幼・小・中・高等学校に準じた教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行うとともに、障がいの状態等に応じた教育を行っています。

区分	内容	設置部
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者や、視野が狭いなどの視覚機能に障がいのある子どもを対象とした学校です。 <幼稚部> 3歳から受け付けています。 <高等部> 普通科は3年。修了後、専攻科3年があります。専攻科では、理療科、保健理療科という職業専門教育を行っています。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
聴覚障害	両耳の聴力レベル 60 デシベル以上の者のうち、補聴器等を使用しても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な子どもを対象とした学校です。 <幼稚部> 3歳から受け付けています（3歳児未満には、教育相談を行っています）。 <高等部> 普通科、産業工芸科等があります。また、専攻科があります。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
病弱	国立病院機構東埼玉病院や県立小児医療センター、県立精神医療センターに入院している子どもたちのために、病気の状況に応じて、児童生徒の実態に配慮した学習支援を行っています。	小学部 中学部 高等部

区分	内容	設置部
肢体不自由	歩くことや身体を動かすことなどが難しい子どもを対象とした学校です。座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事、衣服の着脱等の日常生活に関する動作等の改善・克服のための特別の指導をしています。さらに家庭や病院、施設などへ教員を派遣する「訪問教育」も行っています。	小学部 中学部 高等部
知的障害	知的発達に遅れがあり、人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難な子どもを対象とした学校です。食事や着替え、トイレ等日常生活を一人でできるようにしたり、買い物や遠足等の具体的なことを通して、生活に必要なことを学んだり、働く意欲や態度等を身につけたりする指導をしています。	小学部 中学部 高等部

◆越谷市を通学区域に含む、県内の特別支援学校

区分	学校名	所在地	電話番号
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048-663-7525
病弱	県立けやき特別支援学校	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-5531
	県立蓮田特別支援学校	蓮田市黒浜 4088-4	048-769-3191
肢体不自由	県立越谷特別支援学校	越谷市船渡 500	048-975-2111
知的障害	県立越谷西特別支援学校	越谷市西新井 850-1	048-962-0272
	県立草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1	048-946-2131

◆知的障がいのある児童生徒の通学校区（中学校区により 2 つの通学校区に分かれる）

○県立越谷西特別支援学校（通学校区）

武蔵野中学校区の JR 武蔵野線より北側の区域・富士中学校区の JR 武蔵野線より北側の区域・中央中学校・東中学校・栄進中学校・新栄中学校・北陽中学校・平方中学校・千間台中学校・北中学校・大袋中学校・西中学校の校区

○県立草加かがやき特別支援学校（通学校区）

武蔵野中学校区の JR 武蔵野線より南側の区域・富士中学校区の JR 武蔵野線より南側の区域・南中学校・光陽中学校・大相模中学校の校区

※ 平成 31 年度からの通学区域の運用上の変更（高等部への進学）について

県立草加かがやき特別支援学校の通学区域である越谷市に在住する生徒のうち、高等部 1 年生から入学する生徒については、県立越谷西特別支援学校への入学となります。

第14章 住宅

重度身体障害者居宅改善整備費の支給

〈窓口〉 障害福祉課（18 歳以上） 子ども福祉課（18 歳未満）

肢体に障がいのある方が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※ 「介護保険制度」や「日常生活用具の給付」で給付対象となる改修は対象外となります。また、改修内容などに制限がありますので、必ず改修前にお問い合わせください。

◆対象者

- (1) 市内在住の下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を交付された方で、その部位の障がいの程度が1・2級の方
- (2) 世帯の最多収入者の前年分所得税が100,500円以下であること。

◆補助額

- (1) 補助対象者が属する世帯の者のうちに前年の所得による市町村民税が課されている者がいる場合 限度額 240,000円
- (2) 補助対象者が属する世帯の者のうちに前年の所得による市町村民税が課されている者がいない場合 限度額 660,000円（生活保護受給世帯は780,000円）

※ 補助額については、改修金額や世帯の所得状況によって変わります。

◆申請に必要なもの

身体障害者手帳、重度身体障害者居宅改善整備費計画書、見積書、図面、改修前の写真、支給対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額がわかる書類、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（詳しくは「資料編1ページ」をご参照ください）

県営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町 630 TEL 048-658-3017 FAX 048-642-6890

県営住宅への入居を希望される方は、定期募集に応募してください（募集の時期については窓口へお問い合わせください）。県営住宅への入居予定者は、各定期募集期間後に行う公開抽せんにより決定しています。

申込者又は同居者が以下の要件に該当する場合、一般の方よりも当選する確率が高くなります。

◆対象者 以下のいずれかに該当する障がいのある方

- (1) 身体障害者手帳1～4級
- (2) 療育手帳④・A・B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級又は精神障害1・2級の年金を受給している方

市営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10 TEL 048-829-2873 FAX 048-825-1822

市営住宅への入居を希望される方は、定期募集に応募してください。定期募集の時期については窓口までお問い合わせください。市営住宅への入居予定者は、各定期募集期間後に行う公開抽せんにより決定しています。

申込者又は同居者が以下の要件に該当する場合、一般の方よりも当選する確率が高くなります。

◆対象者 以下のいずれかに該当する障がいのある方

- (1) 身体障害者手帳 1 級
- (2) 療育手帳④・A
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

セーフティネット住宅

〈窓口〉 建築住宅課 TEL 963-9205

セーフティネット住宅は、高齢の方や障がいのある方など、住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された民間賃貸住宅です。

越谷市ではセーフティネット住宅の情報を広く提供することで、住まい探手を支援しています。

◆登録住宅

以下のホームページからセーフティネット住宅を検索することができます。

<https://safetynet-jutaku.ml.it.go.jp/index.php>



◆資料編◆

マイナンバーカード（個人番号カード）が必要となる手続きについて

具体的にどの手続きにおいてマイナンバーが必要となるのかについては、各章でご案内します。マイナンバー（個人番号）を記入していただくときは、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は「番号確認」と「身元確認」に分類され、以下の書類を提示していただきます。

I 本人が来庁される場合

ア～ウのいずれかの組合せの書類をご用意ください。

※ 本人確認のためにいくつかの質問をさせていただきますことがあります。

本人確認		
	(1) 番号確認	(2) 身元確認
ア	マイナンバーカードの裏面	マイナンバーカードの表面
イ	（以下の書類のうち、<u>いずれか1点</u>） ●通知カード※ ●マイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書 ※ デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定が令和2年5月25日に施行されました。以下の場合には引き続き通知カードの利用が可能です。 ・ 通知カードの記載事項が、住民票に記載されている事項と一致している場合。 ・ 令和2年5月25日までに記載事項に変更があったが、令和2年5月25日までに変更手続きがとられている場合。	●A（以下の書類のうち、<u>いずれか1点</u>） 運転免許証／運転経歴証明書／旅券／身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／在留カード／特別永住者証明書等・官公署から発行、発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示などの措置が施されたもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）
ウ		●B（以下の書類のうち、<u>いずれか2点</u>） 公的健康保険の被保険者証、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／担当課から送付した通知／官公署又は個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者から発行、発給された書類その他これに類する書類（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

II 代理人が来庁した場合

アとイのいずれかの組合せの書類をご用意ください。

※ 本人確認のためにいくつかの質問をさせていただきますことがあります。

	(1) 本人の番号確認	(2) 代理人の身元確認	(3) 代理権の確認
ア	● 本人のマイナンバーカード又はその写し ● 本人の通知カード又はその写し（※）	①法定代理人の場合 （親権者、成年後見人等） ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類	●代理人のマイナンバーカード ●上記Aの書類のうち<u>いずれか1点</u>
イ	● 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し ● 住民票記載事項証明書又はその写し	②任意代理人の場合 （法定代理人以外の代理人） ●本人からの委任状 ●本人の身元確認書類 ●手続きをされる部署より送付した書類	●上記Bの書類のうち<u>いずれか2点</u>

身体障害者障害程度等級表

(太実線から上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力が(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全う)			1 両上肢の機能が著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能が著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が66度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能が著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能を著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 すべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能が著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1下肢の健側と比較して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が66度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能が著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能が著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を著しい障害	1 下肢の股関節又は膝関節の機能が著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢の健側と比較して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能が著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能が著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能が著しい障害	
7級					1 1上肢の機能が軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能が軽度の障害 3 1上肢の手指の機能が軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能が著しい障害 2 1下肢の機能が軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能が軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢の健側と比較して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特記本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指関節、その他の指については第1指関節以上を欠くものをいう。						

※ 7 級の障害は 1 つのみでは手帳交付の対象となりません。

		内部障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活動作が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活動作が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活動作が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活動作が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活動作が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動作に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活動作が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活動作が著しく制限されるものを除く)
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活動作に制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活動作に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おやぎについては、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢対側の指の長さとは、実用長（上肢においては肘窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さとは、前脛脛骨棘より内くるびし下端までを計測したものをいう。

障害者総合支援法対象疾病（難病等）一覧

障害者総合支援法の対象となる疾病一覧（376 疾病）

●令和 7 年 4 月から新たに対象となった疾病（7 疾病）○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）△表記が変更された疾病（2 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	環状20番染色体症候群	127	骨髄繊維症 ○
2	アイザックス症候群	65	関節リウマチ	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
3	IgA腎症	66	完全大血管転位症	129	5p欠失症候群
4	IgG4関連疾患	67	眼皮膚白皮症	130	コフィン・シリス症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	131	コフィン・ローリー症候群
6	アジソン病	69	ギヤロウェイ・モフト症候群	132	混合性結合組織病
7	アッシャー症候群	70	急性壊死性脳症 ○	133	鯉耳腎症候群
8	アトピー性脊髄炎	71	急性網膜壊死 ○	134	再生不良性貧血
9	アペール症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	135	サイトメガロウイルス角膜炎皮炎 ○
10	アミロイドーシス	73	急速進行性糸球体腎炎	136	再発性多発軟骨炎
11	アラジール症候群	74	強直性脊椎炎	137	左心低形成症候群
12	アルポート症候群	75	巨細胞性動脈炎	138	サルコイドーシス
13	アレキサンダー病	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	139	三尖弁閉鎖症
14	アンジェルマン症候群	77	巨大静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	140	三頭筋素欠損症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	141	CFC症候群
16	イソ吉草酸血症	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	142	シェーグレン症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	143	色素性乾皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋型糖原病	144	自己食空胞性ミオパチー
19	1p36欠失症候群	82	筋ジストロフィー	145	自己免疫性肝炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クッシング病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
21	遺伝性シストニア	84	クリオピリン関連周期熱症候群	147	自己免疫性溶血性貧血
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クリッペル・トレネー・ウェーバー症候群	148	四肢形成不全 ○
23	遺伝性睪炎	86	クルーゾン症候群	149	シトステロール血症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルコーストランスporter 1 欠損症	150	シトリン欠損症
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症1型	151	紫斑病性腎炎
26	ウィリアムズ症候群	89	グルタル酸血症2型	152	脂肪萎縮症
27	ウィルソン病	90	クロウ・深瀬症候群	153	若年性特発性関節炎
28	ウエスト症候群	91	クローン病	154	若年性肺気腫
29	ウェルナー症候群	92	クロンカイト・カナダ症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース症
30	ウォルフラム症候群	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	156	重症筋無力症
31	ウルリッヒ病	94	結節性硬化症	157	修正大血管転位症
32	HTRA1関連脳小血管病	95	結節性多発動脈炎	158	出血性線溶異常症 ●
33	HTLV-1関連脊髄症	96	血栓性血小板減少性紫斑病	159	ジュベール症候群関連疾患
34	ATR-X症候群	97	限局性皮質異形成	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
35	ADH分泌異常症	98	原発性肝外門脈閉塞症 ●	161	神経細胞移動異常症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性局所多汗症 ○	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
37	エプスタイン症候群	100	原発性硬化性胆管炎	163	神経線維腫症
38	エプスタイン病	101	原発性高脂血症	164	神経有棘赤血球症
39	エマヌエル症候群	102	原発性側索硬化症	165	進行性核上麻痺
40	MECP2重複症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ●	104	原発性免疫不全症候群	167	進行性骨化性繊維異形成症
42	遠位型ミオパチー	105	顕微鏡の大腸炎 ○	168	進行性多巣性白質脳症
43	円錐角膜 ○	106	顕微鏡的多発血管炎	169	進行性白質脳症
44	黄色靱帯骨化症	107	高IgD症候群	170	進行性ミオクロームスでんかん
45	黄斑ジストロフィー	108	好酸球性消化管疾患	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	大田原症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	オクシピタル・ホーン症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	173	睡眠時呼吸徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
48	オスラー病	111	抗糸球体基底膜腎炎	174	スタージ・ウェーバー症候群
49	カーニー複合	112	後縦靱帯骨化症	175	スティーブンス・ジョンソン症候群
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	113	甲状腺ホルモン不応症	176	スミス・マギニス症候群
51	潰瘍性大腸炎	114	拘束型心筋症	177	スモン ○
52	下垂体前葉機能低下症	115	高チロシン血症1型	178	脆弱 X 症候群
53	家族性地中海熱	116	高チロシン血症2型	179	脆弱 X 症候群関連疾患
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	117	高チロシン血症3型	180	成人発症スチル病
55	家族性良性慢性天疱瘡	118	後天性赤芽球病	181	成長ホルモン分泌亢進症
56	カナバン病	119	広範脊柱管狭窄症	182	脊髄空洞症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
58	歌舞伎症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	184	脊髄髄膜瘤
59	ガラーストーク-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症 ●	185	脊髄性筋萎縮症
60	カルニチン回路異常症	123	コケイン症候群	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
61	加齢黄斑変性 ○	124	コステロ症候群	187	前眼部形成異常
62	肝型糖原病	125	骨形成不全症	188	全身性エリテマトーデス
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	126	骨髄異形成症候群 ○	189	全身性強皮症

●令和7年4月から新たに対象となった疾病（7 疾病）○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）△表記が変更された疾病（2 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天異常症候群	253	突発性難聴 ○	316	閉塞性細気管支炎
191	先天性横隔膜ヘルニア	254	ドラベ症候群	317	β-ケトチオラーゼ欠損症
192	先天性核上性球麻痺	255	中條・西村症候群	318	ベーチェット病
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	256	那須・ハコラ病	319	ベスレムミオパチー
194	先天性魚鱗癬	257	軟骨無形成症	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
195	先天性筋無力症候群	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	321	ヘモクロマトーシス ○
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	259	22q11.2欠失症候群	322	ペリー病
197	先天性三尖弁狭窄症	260	乳児発症STING 関連血管炎 ●	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
198	先天性腎性尿崩症	261	乳幼児肝巨大血管腫	324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
199	先天性赤血球形成異常性貧血	262	尿素サイクル異常症	325	片側巨脳症
200	先天性僧帽弁狭窄症	263	ヌーナン症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
201	先天性大脳白質形成不全症	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
202	先天性肺静脈狭窄症	265	ネフロン癆	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
203	先天性風疹症候群 ○	266	脳クレアチン欠乏症候群	329	ホモシスチン尿症
204	先天性副腎低形成症	267	脳腿黄色腫症	330	ボルフィリン症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	268	脳内鉄沈着神経変性症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
206	先天性ミオパチー	269	脳表ヘモジデリン沈着症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
207	先天性無痛無汗症	270	膿疱性乾癬	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
208	先天性葉酸吸収不全	271	囊胞性線維症	334	慢性血栓性肺高血圧症
209	前頭側頭葉変性症	272	パーキンソン病	335	慢性再発性多発性骨髄炎
210	線毛機能不全症候群(カルタグナー(Kartagener)症候群を含む。)	273	バージャー病	336	慢性膀胱炎 ○
211	早期ミオクロニー脳症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
212	総動脈幹遺残症	275	肺動脈性肺高血圧症	338	ミオクロニー欠神てんかん
213	総排泄腔遺残	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
214	総排泄腔外反症	277	肺胞低換気症候群	340	ミトコンドリア病
215	ソトス症候群	278	ハッチン・ギルフォード症候群	341	無虹彩症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	279	バッド・キアリ症候群	342	無脾症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	280	ハンチントン病	343	無βリポタンパク血症
218	大脳皮質基底核変性症	281	汎発性特発性骨増殖症 ○	344	メーブルシロップ尿症
219	大理石骨病	282	PCDH19関連症候群	345	メチルグルタコン酸尿症
220	ダウン症候群 ○	283	PURA関連神経発達異常症 ●	346	メチルマロン酸血症
221	高安静脈炎	284	非ケトーシス型高グリシン血症	347	メビウス症候群
222	多系統萎縮症	285	肥厚性皮膚骨膜炎	348	免疫性血小板減少症 △
223	タナトフォリック骨異形成症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	349	メンケス病
224	多発血管炎性肉芽腫症	287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	350	網膜色素変性症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	288	肥大型心筋症	351	もやもや病
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	289	左肺動脈右肺動脈起始症	352	モワット・ウィルソン症候群
227	多発性嚢胞腎	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	353	薬剤性過敏症症候群 ○
228	多脾症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	354	ヤング・シンプソン症候群
229	タンジール病	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
230	単心室症	293	非典型型溶血性尿毒症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
231	弾性繊維性仮性黄色腫	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	357	4p欠失症候群
232	短腸症候群 ○	295	皮膚筋炎/多発性筋炎	358	ライソゾーム病
233	胆道閉鎖症	296	びまん性汎細気管支炎 ○	359	ラスマッセン脳炎
234	遅発性内リンパ水腫	297	肥満低換気症候群 ○	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
235	チャージ症候群	298	表皮水疱症	361	ランドウ・クレフナー症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	299	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	362	リジン尿性蛋白不耐症
237	中毒性表皮壊死症	300	VATER症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
238	腸管神経節細胞僅少症	301	ファイファー症候群	364	両大血管右室起始症
239	TRPV4異常症	302	ファロー四徴症	365	リンパ管腫症/ゴーム病
240	TSH分泌亢進症	303	ファンconi貧血	366	リンパ脈管筋腫症
241	TNF受容体関連周期性症候群	304	封入体筋炎	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
242	低ホスファターゼ症	305	フェニルケトン尿症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
243	天疱瘡	306	フォンタン術後症候群 ○	369	レーベル遺伝性視神経症
244	特発性拡張型心筋症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
245	特発性間質性肺炎	308	副甲状腺機能低下症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
246	特発性基底核石灰化症	309	副腎白質ジストロフィー	372	レット症候群
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	373	レノックス・ガストー症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	311	ブラウ症候群	374	口舌症候群 ●
249	特発性大腿骨壊死症	312	ブラダー・ウィリ症候群	375	ロスムンド・トムソン症候群
250	特発性多中心性キャッスルマン病	313	プリオン病	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
251	特発性門脈圧亢進症	314	プロピオン酸血症		
252	特発性両側性感音難聴	315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		

- (1) 「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成 27 年 1 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。
- (2) 「肝外門脈閉塞症」「肝内結石症」「偽性低アルドステロン症」「ギラン・バレー症候群」「グルココルチコイド抵抗症」「原発性アルドステロン症」「硬化性萎縮性苔癬」「好酸球性筋膜炎」「視神経症」「神経性過食症」「神経性食欲不振症」「先天性 QT 延長症候群」「TSH 受容体異常症」「特発性血栓症」「フィッシャー症候群」「メニエール病」については平成 27 年 7 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。
- (3) 「正常圧水頭症」については令和元年 7 月以降は対象外ですが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

市内の施設

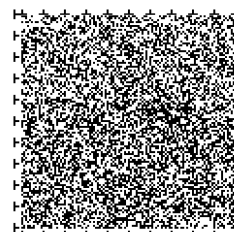
最新の施設情報は、障害福祉課又は子ども施策推進課にお問い合わせいただくか、以下のホームページでご確認ください。ホームページのページ番号検索から次のページ番号を検索するか、2次元コードを読み取ることで確認できます。

【ホームページ】

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

◆指定障害福祉サービス事業所等・地域生活支援事業実施施設・その他の施設

対象サービス	市 HP ページ番号	市 HP 2次元コード
① 障害福祉サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、 生活介護、重度障害者等包括支援、短期入所、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助 ② 障害者支援施設（施設入所支援） ③ 相談支援事業所（一般・特定） ④ 地域活動支援センター ⑤ 生活ホーム	66205	
① 障害児通所支援事業所 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援 ② 相談支援事業所（障がい児）	8526	
日中一時支援事業	54150	
移動支援事業	8611	
生活サポート事業	8602	



発 行 越谷市（令和 7 年 6 月）
編 集 越谷市福祉部障害福祉課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号
電 話 048-964-2111（代表）
048-967-5137／048-963-9164（直通）
F A X 048-963-9171
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>
メー ル shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp

